

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」の一部改正について
計69枚（本紙を除く）

※改正後全文を以下の URL に掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054119.html>

Vol.636

平成30年3月30日

厚生労働省老健局振興課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。]

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3936)
FAX : 03-3503-7894

老振発0330第1号
平成30年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
(公印省略)

「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」の一部改正について

平成30年度介護報酬改定にあたり、今般、社会保障審議会介護給付費分科会において「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成29年12月18日）が取りまとめられた。訪問介護員の養成については「訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする」とされたところであり、これを踏まえ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）を改正し、新たに生活援助従事者研修課程を創設することとしている。

これに伴い、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日付け老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日より適用することとしたので通知する。各都道府県におかれましては、御了知の上、介護員養成研修の実施の際、又は研修実施機関を指定する際には十分留意するとともに、管内市町村をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。

(別添)

新旧対照表

新	旧
平成24年3月28日 老振発0328第9号 一部改正 平成25年2月14日 老振発0214第2号 <u>一部改正 平成30年3月30日</u> <u>老振発0330第1号</u>	平成24年3月28日 老振発0328第9号 一部改正 平成25年2月14日 老振発0214第2号
各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿	各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿
厚生労働省老健局振興課長	厚生労働省老健局振興課長
介護員養成研修の取扱細則について (介護職員初任者研修・ <u>生活援助従事者研修</u> 関係)	介護員養成研修の取扱細則について (介護職員初任者研修関係)
「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成23年1月20日）において、「今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持つようにする必要がある。」との提言がなされたこと等を踏まえ、先般、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）の全部改正及びその他所要の規定の整備を行い、介護職員の研修課程等の見直しを行ったところである。 <u>また、「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成29年12月18日）において、訪問介護員の養成については「訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生</u>	「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成23年1月20日）において、「今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持つようにする必要がある。」との提言がなされたこと等を踏まえ、先般、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）の全部改正及びその他所要の規定の整備を行い、介護職員の研修課程等の見直しを行ったところである。

新	旧										
<p>生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする」とされたところであり、これを踏まえ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）を改正し、新たに生活援助従事者研修課程を創設することとしている。</p> <p>以上を踏まえ、今般、介護員養成研修については下記のとおり実施することとしたので、御了知の上、実施又は研修実施機関を指定する際には十分留意するとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。</p>											
記											
<p>I 介護職員初任者研修</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4. 研修科目及び研修時間数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 職務の理解</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 介護における尊厳の保持・自立支援</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">9 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 介護の基本</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">9 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5. 介護におけるコミュニケーション技術</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> </table>	1. 職務の理解	6 時間	2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	3. 介護の基本	6 時間	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	<p>これを踏まえ、今般、介護職員初任者研修については下記のとおり実施することとしたので、御了知の上、実施又は研修実施機関を指定する際には十分留意するとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、都道府県及び研修を実施する事業者等の準備期間を考慮し、施行日を平成25年4月1日とし、平成18年6月20日老振発第0620001号本職通知は、平成25年3月31日限りで廃止する。</p>
1. 職務の理解	6 時間										
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間										
3. 介護の基本	6 時間										
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間										
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間										
記											
<p>1～3 （略）</p> <p>4. 研修科目及び研修時間数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 職務の理解</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 介護における尊厳の保持・自立支援</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">9 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 介護の基本</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">9 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5. 介護におけるコミュニケーション技術</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> </table>	1. 職務の理解	6 時間	2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	3. 介護の基本	6 時間	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	
1. 職務の理解	6 時間										
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間										
3. 介護の基本	6 時間										
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間										
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間										

新		旧	
6. 老化の理解	6 時間	6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間	7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間	8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間	9. こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間
10. 振り返り	4 時間	10. 振り返り	4 時間
合計	130 時間	合計	130 時間
(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。		(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。	
<u>(注2) 別添1「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。</u>		<u>(注2) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。</u>	
(注3) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。		<u>(注3) 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施すること。</u>	
(注4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施すること。		<u>(注4) 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。</u>	
(注5) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。		<u>(注5) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。</u>	
5 (略)		5 (略)	
6. 訪問介護員の具体的範囲（政令第3条 <u>第1項第1号</u> 関係）、経過措置規定（附則第2条関係）		6. 訪問介護員の具体的範囲（政令第3条関係）、経過措置規定（附則第2条関係）	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5)「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号から第15号までに		(5)「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号から第15号までに	

新	旧
<p>掲げる研修（以下「<u>居宅介護職員初任者研修等</u>」という。）の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</p> <p>(6) 前記（2）から（5）までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が介護職員初任者研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。</p> <p><u>なお、生活援助従事者研修、入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）、認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）及び訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者については、当該研修における履修科目が、介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、別添2で示す各研修の内容及び時間との対照関係も踏まえて、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程の一部を免除することができるものとする。</u></p> <p><u>また、各市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修として実施する研修については、別添3で示す「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において例示する研修カリキュラムと介護職員初任者研修の内容との対照関係や、市町村が独自に定める内容や時間数等を踏ま</u></p>	<p>掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</p> <p>(6) 前記（2）から（5）までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が介護職員初任者研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。</p>

新	旧
<p><u>えて、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程の一部を免除することができるものとする。</u></p> <p>(7) 介護職員初任者研修の実施主体が上記に掲げる他の研修を実施する場合において、当該研修の履修科目のうち都道府県が介護職員初任者研修の履修科目と同等と認めた科目については、介護職員初任者研修と一緒に実施することも差し支えない。</p> <p>(8) 看護師等の資格を有する者等について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該看護師等の資格を有する者等が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、看護師等の免許証をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。</p> <p>(9) 実務者研修を修了している者について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該研修を修了している者が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、実務者研修修了証明書をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8. 事業<u>者</u>の指定事務の取扱いについて</p> <p>(1) 既に生活援助従事者研修の事業者として指定されている者については、介</p>	
	<p>(7) 看護師等の資格を有する者等について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該看護師等の資格を有する者等が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、看護師等の免許証をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 実務者研修を修了している者について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該研修を修了している者が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、実務者研修修了証明書をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8. <u>複数の都道府県にわたる</u>事業の指定事務の取扱いについて</p>

新	旧
<p><u>護保険法施行規則第22条の29に基づき、生活援助従事者研修の事業者指定の手続き時に都道府県に提出した書類に関する変更の届出を行うことで、介護職員初任者研修の事業者として指定することが可能である。</u></p> <p>(2) 介護職員初任者研修事業者の指定はすべて都道府県において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県において指定する必要があること。</p> <p>具体的には、同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県において指定するものとすること。</p> <p>(3) また、通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県が指定するものとすること。ただし、その申請を受けた都道府県は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとすること。</p> <p>なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所である。</p>	<p>(1) 介護職員初任者研修事業者の指定はすべて都道府県において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県において指定する必要があること。</p> <p>具体的には、同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県において指定するものとすること。</p> <p>(2) また、通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県が指定するものとすること。ただし、その申請を受けた都道府県は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとすること。</p> <p>なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所である。</p>
9 (略)	9 (略)
10. 通信学習について	10. 通信学習について
受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、介護職員初任者研修カリキュラムで実施する全130時間のうち、各科目ごとの上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるものとする。各科目ごとの	受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、介護職員初任者研修カリキュラムで実施する全130時間のうち、各科目ごとの上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるものとする。各科目ごとの

新	旧
<p>通信学習の上限は別<u>添4</u>「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。</p> <p>1 1 (略)</p> <p>1 2. 修了評価について</p> <p>研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。</p> <p>全科目の修了時に、別添<u>1の</u>『各科目の到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価すること。なお、修了評価は筆記試験により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、介護職の入口に位置する研修であることから、「列挙・概説・説明できるレベル」を想定している。</p> <p>「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、介護職員初任者研修事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。</p> <p>1 3・1 4 (略)</p> <p>1 5. 情報の開示について</p> <p>研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別<u>添5</u>「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事</p>	<p>通信学習の上限は別<u>表1</u>「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。</p> <p>1 1 (略)</p> <p>1 2. 修了評価について</p> <p>研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。</p> <p>全科目の修了時に、別添の「<u>介護職員初任者研修における目標、評価の指針</u>」中『各科目の到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価すること。なお、修了評価は筆記試験により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、介護職の入口に位置する研修であることから、「列挙・概説・説明できるレベル」を想定している。</p> <p>「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、介護職員初任者研修事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。</p> <p>1 3・1 4 (略)</p> <p>1 5. 情報の開示について</p> <p>研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別<u>表2</u>「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事</p>

新	旧												
<p>業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。また、研修事業者の指定を行う都道府県は、研修事業者による情報の開示が適切に行われているか、研修事業者の実態と開示内容とに齟齬がないかを定期的に確認すること。</p> <p>II 生活援助従事者研修</p> <p>1. 目的</p> <p><u>生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするために、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的として行われるものである。</u></p> <p>2. 実施主体</p> <p><u>生活援助従事者研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した者とする。</u></p> <p>3. 対象者</p> <p><u>生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。</u></p> <p>4. 研修科目及び研修時間数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>1. 職務の理解</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>2 時間</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>6 時間</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>3. 介護の基本</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>4 時間</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>3 時間</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>5. 介護におけるコミュニケーション技術</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>6 時間</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>6. 老化と認知症の理解</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>9 時間</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>1. 職務の理解</u>	<u>2 時間</u>	<u>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</u>	<u>6 時間</u>	<u>3. 介護の基本</u>	<u>4 時間</u>	<u>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</u>	<u>3 時間</u>	<u>5. 介護におけるコミュニケーション技術</u>	<u>6 時間</u>	<u>6. 老化と認知症の理解</u>	<u>9 時間</u>	<p>業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。また、研修事業者の指定を行う都道府県は、研修事業者による情報の開示が適切に行われているか、研修事業者の実態と開示内容とに齟齬がないかを定期的に確認すること。</p>
<u>1. 職務の理解</u>	<u>2 時間</u>												
<u>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</u>	<u>6 時間</u>												
<u>3. 介護の基本</u>	<u>4 時間</u>												
<u>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</u>	<u>3 時間</u>												
<u>5. 介護におけるコミュニケーション技術</u>	<u>6 時間</u>												
<u>6. 老化と認知症の理解</u>	<u>9 時間</u>												

新	旧								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>7. 障害の理解</u></td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>3時間</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>8. こころとからだのしくみと生活支援技術</u></td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>24時間</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>9. 振り返り</u></td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>2時間</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>合計</u></td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>59時間</u></td></tr> </table> <p>(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。</p> <p>(注2) 別添6「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。</p> <p>(注3) 「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。</p> <p>(注4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価(0.5時間程度)を実施すること。</p> <p>(注5) 「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」においては移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。また、「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」においては施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。</p> <p>(注6) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。</p> <p>5. 実習施設</p> <p>実習を行う場合については、原則として以下の要件を満たす施設等において実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都道府県知事が適当と認める高齢者、障害者施設等とする。 (2) 実習指導者(実習受入担当者)が確保されていること。 <p>6. 訪問介護員(生活援助中心型サービスに従事する者)の具体的範囲(政令第3条第1項第1号関係)等</p>	<u>7. 障害の理解</u>	<u>3時間</u>	<u>8. こころとからだのしくみと生活支援技術</u>	<u>24時間</u>	<u>9. 振り返り</u>	<u>2時間</u>	<u>合計</u>	<u>59時間</u>	
<u>7. 障害の理解</u>	<u>3時間</u>								
<u>8. こころとからだのしくみと生活支援技術</u>	<u>24時間</u>								
<u>9. 振り返り</u>	<u>2時間</u>								
<u>合計</u>	<u>59時間</u>								

新	旧
<p>(1) 介護職員初任者研修を修了している者については、当該研修における履修科目が、生活援助従事者研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、各都道府県の判断により、生活援助従事者研修課程の全科目を免除することができるものとする。なお、実務者研修修了者や看護師等の資格を有する者等、介護職員初任者研修の全科目を免除された者についても同様とする。</p> <p>(2) 居宅介護職員初任者研修等の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、生活援助従事者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</p> <p>(3) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したものと同等の知識等を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができるものとする。その具体的な免除科目については、各都道府県の判断により、職種、施設・事業所の種類、経験年数等を勘案して決定するものとする。</p> <p>(4) 前記(1)から(3)までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が生活援助従事者研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。</p> <p>なお、入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程を修了している者については、当該研修における履修科目が、生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、別添7で示す各研修の内容及び時間との対照関係も踏まえて、各都道府県の判断により、生活援助従事者研修課程の一部を免除することができるものと</p>	

新	旧
<p><u>する。</u></p> <p><u>また、各市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修として実施する研修については、別添8で示す「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において例示する研修カリキュラムと生活援助従事者研修の内容との対照関係や、市町村が独自に定める内容や時間数等を踏まえて、各都道府県の判断により、生活援助従事者研修課程の一部を免除することができるものとする。</u></p> <p><u>(5) 生活援助従事者研修の実施主体が上記に掲げる他の研修を実施する場合において、当該研修の履修科目のうち都道府県が生活援助従事者研修の履修科目と同等と認めた科目については、生活援助従事者研修と一体的に実施することも差し支えない。</u></p> <p><u>(6) 看護師等の資格を有する者を生活援助中心型サービスに従事する者として雇用する場合については、生活援助中心型サービスに従事する者として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士法及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではない。</u></p> <p><u>また、この場合に、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うことが望ましい。</u></p> <p><u>(7) (1) により生活援助従事者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該研修を修了している者が生活援助中心型サービスに従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、実務者研修修了証明書や看護師等の免許証等をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う生活援</u></p>	

新	旧
<p><u>助従事者研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>7. 事業者の指定事務の取扱いについて</u></p> <p>(1) 既に介護職員初任者研修の事業者として指定されている者については、<u>介護保険法施行規則第22条の29に基づき、介護職員初任者研修の事業者指定の手続き時に都道府県に提出した書類に関する変更の届出を行うことで、生活援助従事者研修の事業者として指定することが可能である。</u></p> <p>(2) 生活援助従事者研修事業者の指定はすべて都道府県において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県において指定する必要がある。 <u>具体的には、同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県において指定するものとする。</u></p> <p>(3) また、通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県が指定するものとする。ただし、その申請を受けた都道府県は、<u>当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。</u> <u>なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所である。</u></p> <p><u>8. 講師要件について</u></p>	

新	旧
<p><u>生活援助従事者研修課程を適切に実施、指導できるものにより行われるよう十分配慮される必要がある。</u></p> <p><u>9. 通信学習について</u></p> <p><u>受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、生活援助従事者研修カリキュラムで実施する全59時間のうち、各科目ごとに、別添9「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」に規定する合計29時間の範囲内で、通信学習とができるものとする。</u></p> <p><u>なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。</u></p> <p><u>10. 補講</u></p> <p><u>受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合等、生活援助従事者研修事業者は受講者に対する補講を行うことができる。</u></p> <p><u>11. 修了評価について</u></p> <p><u>研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>全科目の修了時に、別添6の『各科目の到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価すること。なお、修了評価は筆記試験により0.5時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、介護職の入口に位置する研修であることから、「理解しているレベル、列挙・概説・説明できるレベル」を想定している。</u></p> <p><u>「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、生活援助従事者研修事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。</u></p>	

新	旧
<p>12. 修了証の発行</p> <p>修了証は、「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が講師により評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された受講者に対して発行するものとする。</p> <p>13. 名簿の取扱いについて</p> <p>生活援助従事者研修事業者が提出する生活援助従事者研修修了者の名簿については、各都道府県が自ら行う研修を修了した生活援助研修修了者の名簿とあわせて一体として管理すること。</p> <p>14. 情報の開示について</p> <p>研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別添5「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。また、研修事業者の指定を行う都道府県は、研修事業者による情報の開示が適切に行われているか、研修事業者の実態と開示内容とに齟齬がないかを定期的に確認すること。</p>	

新	旧								
(別添 <u>1</u>) <p>介護職員初任者研修における目標、評価の指針</p> <p>1 (略)</p> <p>各科目の到達目標、評価、内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9 時間）</p> <p>(1) 到達目標・評価の基準</p> <table border="1"> <tr> <td>ね ら い</td><td>介護保険制度や障害<u>福祉</u>制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。</td></tr> <tr> <td>修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害<u>福祉</u>制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 </td></tr> </table>	ね ら い	介護保険制度や障害 <u>福祉</u> 制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。	修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害<u>福祉</u>制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 	(別添) <p>介護職員初任者研修における目標、評価の指針</p> <p>1 (略)</p> <p>各科目の到達目標、評価、内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9 時間）</p> <p>(1) 到達目標・評価の基準</p> <table border="1"> <tr> <td>ね ら い</td><td>介護保険制度や障害者<u>自立支援</u>制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。</td></tr> <tr> <td>修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害者<u>自立支援</u>制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 </td></tr> </table>	ね ら い	介護保険制度や障害者 <u>自立支援</u> 制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。	修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害者<u>自立支援</u>制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。
ね ら い	介護保険制度や障害 <u>福祉</u> 制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。								
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害<u>福祉</u>制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 								
ね ら い	介護保険制度や障害者 <u>自立支援</u> 制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。								
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害者<u>自立支援</u>制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 								

新		旧	
(2) 内容例		(2) 内容例	
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害<u>福祉</u>制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害<u>福祉</u>制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す 	指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害<u>者自立支援</u>制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害<u>者自立支援</u>制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す
内容	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション ○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの理念</p> <p>3. 障害<u>福祉</u>制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害<u>福祉</u>制度の理念 ○障害の概念、○ I C F (国際生活機能分類)</p> <p>(2) 障害<u>福祉</u>制度の仕組みの基礎的理解 ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>	内容	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション ○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの理念</p> <p>3. 障害<u>者自立支援</u>制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害<u>者</u><u>福祉</u>制度の理念 ○障害の概念、○ I C F (国際生活機能分類)</p> <p>(2) 障害<u>者自立支援</u>制度の仕組みの基礎的理解 ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>
5～7 (略)		5～7 (略)	

新		旧																
<p>8. 障害の理解（3 時間）</p> <p>(1) 到達目標・評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="181 287 1102 870"> <tr> <td data-bbox="181 287 249 430">ね ら い</td><td data-bbox="249 287 1102 430">障害の概念と ICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。</td></tr> <tr> <td data-bbox="181 430 249 870">修了時 の評価 ポイント</td><td data-bbox="249 430 1102 870"> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 </td></tr> </table> <p>(2) 内容例</p> <table border="1" data-bbox="181 870 1102 1337"> <tr> <td data-bbox="181 870 249 1171">指導の視点</td><td data-bbox="249 870 1102 1171"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1171 249 1337">内容</td><td data-bbox="249 1171 1102 1337"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害福祉の基本理念 </td></tr> </table>	ね ら い	障害の概念と ICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。	修了時 の評価 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 	指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害福祉の基本理念 	<p>8. 障害の理解（3 時間）</p> <p>(1) 到達目標・評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="1170 287 2091 870"> <tr> <td data-bbox="1170 287 1237 430">ね ら い</td><td data-bbox="1237 287 2091 430">障害の概念と ICF、障害者福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1170 430 1237 870">修了時 の評価 ポイント</td><td data-bbox="1237 430 2091 870"> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 </td></tr> </table> <p>(2) 内容例</p> <table border="1" data-bbox="1170 870 2091 1337"> <tr> <td data-bbox="1170 870 1237 1171">指導の視点</td><td data-bbox="1237 870 2091 1171"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1170 1171 1237 1337">内容</td><td data-bbox="1237 1171 2091 1337"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害者福祉の基本理念 </td></tr> </table>	ね ら い	障害の概念と ICF、障害者福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。	修了時 の評価 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 	指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害者福祉の基本理念 	
ね ら い	障害の概念と ICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。																	
修了時 の評価 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 																	
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 																	
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害福祉の基本理念 																	
ね ら い	障害の概念と ICF、障害者福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。																	
修了時 の評価 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 																	
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 																	
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害者福祉の基本理念 																	

新	旧
<p>○ノーマライゼーションの概念</p> <p>2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</p> <p>(1) 身体障害 ○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害</p> <p>(2) 知的障害 ○知的障害</p> <p>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） ○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害</p> <p>(4) その他心身の機能障害</p> <p>3. 家族の心理、かかわり支援の理解 家族への支援 ○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減</p>	<p>○ノーマライゼーションの概念</p> <p>2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</p> <p>(1) 身体障害 ○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害</p> <p>(2) 知的障害 ○知的障害</p> <p>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） ○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害</p> <p>(4) その他心身の機能障害</p> <p>3. 家族の心理、かかわり支援の理解 家族への支援 ○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減</p>
9～10 (略)	9～10 (略)

新				旧
<u>(別添2)</u>				
<u>生活援助従事者研修、入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程と介護職員初任者研修との対照関係</u>				
<u>(各研修修了者が介護職員初任者研修を受講する場合の科目の読み替え)</u>				
No.	科目	介護職員初任者研修の単位数	読み替え単位数	研修内容
				生活援助従事者研修の内容 （各級課程の内容と読み替える部分）
1	被服の整理	8	→ 4	<p>被服の整理 ○介護用具・サービスの整理（衣服・被服） ○被服の仕事内容を働く環境の理解 ○着衣、洗濯の多様な働きに適応できる柔軟性の持続化 ○被服の整理の仕事内容における柔軟性の持続化 ○被服の整理の仕事内容における柔軟性の持続化のための指導 ○被服の整理の仕事内容における柔軟性の持続化のための指導（知識・技能） ○モーテルの被服整理における柔軟性の持続化のための指導 ○モーテルの被服整理における柔軟性の持続化のための指導（知識・技能） ○モーテルの被服整理における柔軟性の持続化のための指導（知識・技能） ○モーテルの被服整理における柔軟性の持続化のための指導（知識・技能） ○モーテルの被服整理における柔軟性の持続化のための指導（知識・技能） ○モーテルの被服整理における柔軟性の持続化のための指導（知識・技能）</p>
2	介護における被服・洗濯業務	8	→ 3	<p>1. 入浴と被服手交換の手續 ○被服手交換、○アラートカード、ロングリストメントの理由、ロ「復期」の実感、○意識のある柔軟性、○拘束表示のプライバシーの保護 ○介護用具に付ける手筋 ○GOMS ○QOLの考え方、○日常生活の質 ○モードによる柔軟性の持続化 ○モードによる柔軟性の持続化 ○申請用紙による柔軟性の持続化 ○被服の整理手交換、○被服の整理手交換のための柔軟性、○日常洗濯自立支援業務 ○被服の整理手交換 ○被服の整理手交換、○被服手交換、○被服手交換の柔軟性、○被服手交換の柔軟性、○被服手交換の柔軟性 (1) 小便手交換 ○小便手交換の考え方 ○小便手交換の考え方 ○小便手交換の考え方</p>
3	介護の基本	8	→ 3	<p>1. 介護の整理、専門性と多職種の連携 (1) 介護整理の特徴の理解 ○訪問介護・施設介護サービスの一過性、○被服担当者との沟の解消 ○被服整理、○被服整理の仕事内容、○被服整理の柔軟性、○柔軟した柔軟性をもたらす柔軟性、○被服整理の柔軟性、○モードケアの柔軟性 ○被服整理手交換の理解、○介護支援専門員、○サービス部門の柔軟性、○被服整理手交換の柔軟性、○被服整理手交換の柔軟性、○モードによる柔軟性、○モードによる柔軟性 ○被服整理手交換の柔軟性、○介護支援専門員、○サービス部門の柔軟性、○被服整理手交換の柔軟性、○モードによる柔軟性、○モードによる柔軟性 2. 介護職の職業倫理 職業倫理 ○被服整理の柔軟性の柔軟性、○口頭での柔軟性、○被服整理手交換の柔軟性と被服整理手交換の柔軟性、○モードによる柔軟性 3. 介護に対する柔軟性の柔軟性 ○柔軟な柔軟性の柔軟性としている柔軟性、○バッヂとハサード ○手洗い手交換、○手洗い手交換 ○リスマティカル、○被服の柔軟性と柔軟性、○柔軟な柔軟性の柔軟性、○被服への柔軟性、○柔軟性への柔軟性、○被服の柔軟性 ○被服の柔軟性 ○被服の柔軟性と被服整理の柔軟性、○被服整理の柔軟性 4. 介護職の柔軟性 介護職の柔軟性 ○被服整理手交換の柔軟性の柔軟性の柔軟性、○柔軟な柔軟性の柔軟性、○被服整理手交換の柔軟性</p>
4	介護・福祉用具の選択と実践と実績との連携	8	→ 4	<p>1. 介護保険制度 (1) 介護保険制度制度の概要及び目的、動向 ○ワーキングドック、○店舗審査評価システムへの転換、○地域包括支援システムへの転換、○在宅介護支援システムへの転換 (2) 介護みの基礎的の理解 ○介護保険として医療介護統合化、○介護保険の柔軟性、○柔軟性と介護保険の柔軟性、○柔軟性と介護保険の柔軟性、○柔軟性と介護保険の柔軟性 (3) 介護保険の柔軟性 ○被服整理の柔軟性、被服・被服の柔軟性と柔軟性 ○被服整理の柔軟性、被服・被服の柔軟性と柔軟性 ○被服整理の柔軟性、被服・被服の柔軟性と柔軟性 ○被服整理の柔軟性、被服・被服の柔軟性と柔軟性 ○被服整理の柔軟性、被服・被服の柔軟性と柔軟性 ○被服整理の柔軟性、被服・被服の柔軟性と柔軟性 ○被服整理の柔軟性、被服・被服の柔軟性と柔軟性 ○被服整理の柔軟性、被服・被服の柔軟性と柔軟性 ○被服整理の柔軟性、被服・被服の柔軟性と柔軟性</p> <p>2. 諸制度との連携とその他の制度 (1) 関連制度の概要 ○介護保険制度、○介護保険制度の柔軟性 ○障害福祉制度、○介護保険制度の柔軟性 (2) 管理権限の制度の柔軟性の柔軟性の柔軟性 ○介護保険・被服整理手交換の柔軟性から柔軟性までの柔軟性 (3) 介護保険制度の柔軟性 ○被服整理の柔軟性、○介護保険制度、○日常生活自立支援事業 ○被服整理の柔軟性、○介護保険制度、○日常生活自立支援事業</p>

新

日

No	科目	実習 実習前 実習後 時間 時間	調査 と調査の 結果	研修内容	生活援助研究者研修の内容 (△印は内部記載してある部分)
3-1	介護におけるコミュニケーション技術	6	—	8	生活援助研究者研修の内容 (△印は内部記載してある部分)
3-2	老人と接觸 (接觸の理解)	6	—	8	生活援助研究者研修の内容 (△印は内部記載してある部分)
3-3	老化社会認知症 (認知症の理解)	6	—	3	生活援助研究者研修の内容 (△印は内部記載してある部分)
3-4	障害の理解	2	—	8	生活援助研究者研修の内容 (△印は内部記載してある部分)

新

日

No.	科目	分類別 分類別 時間	個人層 個人層 時間	研修内容	
				介護施設初任者研修の内容 (アーティストランク別研修区分) ○本研修に基づく介護施設初任者研修(基礎知識)、 ○本研修に基づく介護施設初任者研修(実践)	入門的研修の内容 (介護施設初任者研修の内容に重複する部分)
8	介護士基本的 考え方	10 ～ 11	10 ～ 11	○学習と基礎知識の基礎知識、○感性と直感が基礎知識、○自己概念と生 き方、○柔軟な思考力と柔軟な行動、○問題解決法、○これらが行動に与える影響	
9	介護に関する ことからわかる 介護職の基礎的 理解	10 ～ 12	10 ～ 12	○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・筋肉・脳に関する基 礎知識、○心臓・血管・肺などの呼吸器に関する基礎知識、○皮膚・毛髪に関する基 礎知識、○骨格筋肉と内臓筋肉に関する基礎知識、○これらが行動に与える影響	
10	介護に関する ことからわかる 介護職の基礎的 理解	10 ～ 12	10 ～ 12	○運動と生活改編法、○事業場面に関する基礎知識(運営方針、生活規則、 ○手当金など)、○手当金の支給、○手当金的な財形、○主体性・能動性を生む方 式、○多様な生活支援、○後援会	
11	施設生活事務	10 ～ 12	10 ～ 12	○施設生活管理に関する基礎知識、施設生活管理に関する基礎知識、 ○施設内に多い事務、○ドアマスター、○住居改修、○福祉用具選定	
12	快適化と整理 整頓に対する介 護	10 ～ 12	10 ～ 12	○施設に関する基礎知識、整理収納に関する基礎知識、○身体快適、○身 体快適に対する介護の適切な方法、○身体快適、○整理収納、○生活改編	
13	施設に接する ことからわかる 介護職の介護	10 ～ 12	10 ～ 12	○施設に接する基礎知識、整理収納に関する基礎知識、○身体快適、 ○身体快適に対する介護の適切な方法、○身体快適、○整理収納、○生活改 編	
14	施設・施設に接 することからわか る介護職の介護	10 ～ 12	10 ～ 12	○施設・施設に接する基礎知識、さまたげ移動・移動に関する知識(歩行・移 動方法、前進者、介助者によって負担の少ない移動・移動を考慮する ことからした介護の実態と支援方法と社会参加の価値と実 現方法)、○介護者による介護者の安全で安全な方法、○介護者の自然な動作の 流れ、○操作能力の実現・自己実現、○身体・意力の動かしの理解、○ボ ディメイクス基本法、○身体介助の具体的な方法、以下へ、○健 康運動の具体的な方法、○身体介助でやさしく楽しく楽しくの特徴、全般介助 でやさしく楽しく(身体介助)、○身体介助(まほづ・歩の道・つま り)、○相手・歩の道	
15	介護事務に関する ことからわかる 介護職の介護	10 ～ 12	10 ～ 12	○施設に接する基礎知識、施設生活管理に関する基礎知識、○施設内に多い事 務、○ドアマスターからはじめ、通じ、介護事務に関することから うける施設の実態と支援方法、○施設と社会参加の価値と実現 方法、○食事・水・排泄・睡眠・浴浴・介助の実態と支援方法、○施設の 実態、○身体介助、○身体介助の実態と支援方法、○身体介助(まほづ・歩 の道)、○身体介助(まほづ・歩の道)の実現方法、○身体介助(まほづ・歩 の道)の実現方法、○身体介助(まほづ・歩の道)の実現方法、○身体介 助(まほづ・歩の道)の実現方法、○身体介助(まほづ・歩の道)の実現方法	(接続なし)
16	入浴・健康管理 ことからわかる 介護職の介護	10 ～ 12	10 ～ 12	○施設に接する基礎知識、さまたげ移動・移動に関する知識(歩行・移 動方法、前進者、介助者によって負担の少ない移動・移動を考慮する ことからした介護の実態と支援方法と社会参加の価値と実 現方法)、○介護者による介護者の安全で安全な方法、○介護者の自然な動作の 流れ、○操作能力の実現・自己実現、○身体・意力の動かしの理解、○ボ ディメイクス基本法、○身体介助の具体的な方法、以下へ、○健 康運動の具体的な方法、○身体介助でやさしく楽しく楽しくの特徴、全般介助 でやさしく楽しく(身体介助)、○身体介助(まほづ・歩の道・つま り)、○相手・歩の道	
17	施設に接する ことからわかる 介護職の介護	10 ～ 12	10 ～ 12	○施設に接する基礎知識、さまたげ移動・移動に関する知識(歩行・移 動方法、前進者、介助者によって負担の少ない移動・移動を考慮する ことからした介護の実態と支援方法と社会参加の価値と実 現方法)、○介護者による介護者の安全で安全な方法、○介護者の自然な動作の 流れ、○操作能力の実現・自己実現、○身体・意力の動かしの理解、○ボ ディメイクス基本法、○身体介助の実態と支援方法、○身体介助(まほづ・歩 の道)、○身体介助(まほづ・歩の道)の実現方法、○身体介助(まほづ・歩 の道)の実現方法、○身体介助(まほづ・歩の道)の実現方法、○身体介 助(まほづ・歩の道)の実現方法、○身体介助(まほづ・歩の道)の実現方法	
18	施設に接する ことからわかる 介護職の介護	10 ～ 12	10 ～ 12	○施設に接する基礎知識、さまたげ移動・移動に関する知識(歩行・移 動方法、前進者、介助者によって負担の少ない移動・移動を考慮する ことからした介護の実態と支援方法と社会参加の価値と実 現方法)、○介護者による介護者の安全で安全な方法、○介護者の自然な動作の 流れ、○操作能力の実現・自己実現、○身体・意力の動かしの理解、○ボ ディメイクス基本法、○身体介助の実態と支援方法、○身体介助(まほづ・歩 の道)、○身体介助(まほづ・歩の道)の実現方法、○身体介助(まほづ・歩 の道)の実現方法、○身体介助(まほづ・歩の道)の実現方法、○身体介 助(まほづ・歩の道)の実現方法、○身体介助(まほづ・歩の道)の実現方法	
19	施設に接する ことからわかる 介護職の介護	10 ～ 12	10 ～ 12	○施設に接する基礎知識とことからした介護、生きがいへの接觸、 「死」に向むかうことの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に接する過程・高齢者の自然死(死前)、 死後、○死後期が近づいたときの終末期介護、○介護従事者の基本的想 念、○多職種間の連携の必要性	
20	介護過程の基 礎的知識	10 ～ 12	10 ～ 12	○介護過程の分析・計画・実施・評価、○介護過程とチームアプローチ	
21	総合生活支援 技術実習	10 ～ 12	10 ～ 12	○施術に対する基礎知識とことからした介護、生きがいへの接觸、 「死」に向むかうことの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に接する過程・高齢者の自然死(死前)、 死後、○死後期が近づいたときの終末期介護、○介護従事者の基本的想 念、○多職種間の連携の必要性	
22	振り返り	4 ～ 4	4 ～ 4	1.振り返り ○振り返りをして学んだこと、○生活習慣として学ぶべきこと ○普段に見つけた行動についての反省点・利用者の状況像に対する行動との相違の重要性、 チームアプローチの重要性等) 2.結果への感想と研究意欲に対する感想 ○自己成長に対する感想、○自己成長に対する感想、○自己成長に対する感想について、 具体的にイメージできるような事象や所感に対する実例(何一つ、何 でも可)	(接続なし)
合計		130 ～ 139			

新

旧

3. 認知症介護基礎研修

No.	科目	合算授業時間数 時間数 時間数	認知症 知識の 内容	研修内容	
				介護職員初任者研修の内容 (アンケートは読み替える部分)	認知症介護基礎研修の内容 (介護職員初任者研修の内容と重複する部分)
1	知識の理解	9 → 6	<ul style="list-style-type: none"> ①多様なサービスの選択 <ul style="list-style-type: none"> ○介護施設サービス(施設、施設) ○介護支援サービス(介護) ②介護の仕事内容や働く環境に対するそれぞれの社員内部 <ul style="list-style-type: none"> ○就業、就活の多様な働き方(即ち)とそれぞれの社員内部 ○就業、就活の多様なサービス(介護施設の面接)・報酬実務教材(面接)、就職相談会(体験談)、サービス事業所における就職者の面接に上場する、就職率 ○就業、就活の多様な働き方(即ち)によるサービスの選択に従事までの一連の裏面の活動とチームアフター・就職場、企画組織のサービスを含めた施設の社会資源との連携 	(読替なし)	
2	合意における 権限の保持・自立支援	9 → 9	<ul style="list-style-type: none"> ①人権と尊厳を尊重する意識 <ul style="list-style-type: none"> (1)人権と尊厳の堅持 <ul style="list-style-type: none"> ○就業・就活の多様化(アドバイザー、ロエレバウメントの普及、O「就業」・就活、O「就活」の有無) ○就業・就活の多様化(アドバイザー、O就業者のプライバシーの保護) (2)OOL <ul style="list-style-type: none"> ○GOLの考え方、O生涯の質 ○AOL(マイゼン)の考え方 ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ②介護の実践 <ul style="list-style-type: none"> ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ③就業の実現 <ul style="list-style-type: none"> ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) 	(読替なし)	
3	介護の基本	8 → 6	<ul style="list-style-type: none"> ①介護職の特徴と専門性と多職種との連携 <ul style="list-style-type: none"> (1)介護職の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ○就業・就活と就活・就業のサービスの違い、O地域包括ケアの方向性 (2)介護の専門性 <ul style="list-style-type: none"> ○専門化・技術化の根柢、O利用者主体の支援姿勢、O自立した生活を支えるための援助、O機能の名も介護、Oコミュニケーションの重要性、O各部門内のチーム、O多職種の連携 ○就業・就活と専門性を持つ多職種の連携、O介護支援専門員、Oサービス提供責任者、O介護師等とチームとして利用者を支える態勢、O互いの専門能力を活用した効率的なサービスの提供、Oチームケアにおける役割 ②介護職の実践 <ul style="list-style-type: none"> ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ③介護職の実践 <ul style="list-style-type: none"> ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ④介護職の心身の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ○介護職の心身の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ○介護職の健康状態に対する影響、O就業・就活の経験の報告 ○就業・就活の経験、就業・就活の経験の報告 ○就業・就活の経験、就業・就活の経験の報告 ○就業・就活の経験、就業・就活の経験の報告 	(読替なし)	
4	介護・福祉サービスの理解と実務上の連携	9 → 9	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険制度 <ul style="list-style-type: none"> (1)介護保険制度の背景及び目的、動向 <ul style="list-style-type: none"> ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) ○就業・就活の多様化(アドバイザー) (2)介護みの基本的原則 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料制度としての基本的仕組み、O介護給付と種類、O手当給付、O要介護認定の手順 (3)財政負担、O就業・就活・介護サービス事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○就業・就活との連携(アドバイザー) ○就業・就活との連携(アドバイザー) ○就業・就活との連携(アドバイザー) (4)被保険者における看護と介護の役割・連携、O介護・就業の連携 ②障害者自立支援制度およびその他の制度 <ul style="list-style-type: none"> (1)障害者自立支援制度の概念 <ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援、OICF(国際生活機能分類) (2)障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理論 <ul style="list-style-type: none"> ○介護費控除・障害者雇用の申請から支給決定まで (3)障害者雇用と就業の概念 <ul style="list-style-type: none"> ○就業・就活の多様化(アドバイザー) 	(読替なし)	

新

旧

No	科目	分科題 演習題 者選択 問題	該み題 題題題 問題	研修内容	
				介護職員初任者研修の内容 (アンダーラインは読み替える部分)	認知症介護者研修の内容 (介護職員初任者研修の内容と重複する部分)
3	介護におけるコミュニケーション技術	8 → 8		<p>1. 介護におけるコミュニケーション (1)介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ○相手とのコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○環境、○状態の把握 (2)コミュニケーションの技術、道具を用いた言語的コミュニケーション技術 ○音楽的コミュニケーション技術、○音楽的コミュニケーション技術 ○手話者の長い時間を考える。○手話以下の筆記を考慮する。○有効者の感情に共感する。○配慮の心理的把握、○筆記への対応など踏まえ (3)手話者のコミュニケーションの意義 ○手話者の長い時間を考慮する。○自分の感情を踏まえ他者の意見を判断し�断することができるようとする。○アセスメントの手法とニーズとアセットの違い (4)判断者の状況に応じたコミュニケーション技術の選択 ○能力、能力の範囲に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術、○失語症と認知症の混在する状況に応じたコミュニケーション技術 2. 全般におけるチームのコミュニケーション (1)認知症における情報の収集・目的、利用者の状態を踏まえた情報を記録 ○介護における情報の収集、○認知症初期段階(認知、温度、人柄、移動、興味等)、○CCTVやハンド帳面書、○SARH等 (2)報告 ○報告の留意点、○連絡の留意点、○電話の留意点 (3)コミュニケーションの留意点 ○会議、○情報交換の際の事、○识别の認識の場(判断者と操作に接触する介護職に求められる教示権限)、○アカシフレンスの重要性</p>	(接続なし)
6-1	老をと認知症(老化的 的理解)	8 → 8		<p>1. 老化と認知症(老化的 の理解) (1)老化的の変遷と老化による心身の変化の特徴 ○生理既往(既往歴)の変遷、○喪失感覚 (2)老年に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○認知機能の変化、○筋骨・關節の変化、○体温精神機能の変化、○認神精神機能の変化と日常生活への影響 2. 認知症と健常 (1)高齢者の疾患と生活上の留意点 ○骨折、○転倒のリスクと早期・急性的の変化、○認知症 (2)認知症の初期段階(認知症の初期段階)と日常生活 ○認知症初期段階(認知症の初期段階)、○認知症初期段階の特徴、○認知症初期段階の特徴 3. 認知症を取り巻く気氛 認知症ケアの理解 (1)認知症ケアの要点、○認知症ケアの要点(できるにこぎりする) ○認知症ケアの見方、認知症の見方と認知症の理解 ○認知症の概念、認知症の原因と発病率、認知症別ケアのポイント、認知症の特徴 ○認知症の定義、口のらわの通り、○せん妄の症状、○健忘症、○認知症の特徴 ○健忘症の特徴、○健忘症の特徴の特徴、○認知ケア、○口頭、○認知症の特徴 ○認知症の特徴 3. 認知症における行動変化と日常生活 (1)認知症の人の行動変化、○歩行・行動の特徴 ○認知症の生活習慣、○認知症の行動・心臓症状(BPSD)、○不適切な行動、○認知症の行動変化 ○認知症の行動変化の特徴 ○認知症の行動変化の特徴 4. 家族への支援 ○認知症の最初段階、○介護負担の軽減・スリーブケア</p>	(接続なし)
6-2	老をと認知症(認知症 の理解)	8 → 8		<p>1. 認知症を取り巻く状況(時間) 認知症ケアの理解 (1)認知症の人を取り巻く現状、認知症ケアを提供するときの判断基準と考え方 ○認知症の人を取り巻く現状 ○認知症の人を取り巻く現状の基礎と健康基準 ○基礎知識 ○認知症の人を理解するために必要な基本的知識、病害-症状等を理解したケアの選択 2. 認知症に伴うことから引き立てる現状、認知症ケアを提供するときの判断基準と考え方 (1)認知症の人の生活障害、心臓・行動の特徴 ○認知症の人の生活障害、心臓・行動の特徴 ○認知症の人を理解するために必要な基本的な知識、認知症ケアの基礎的特徴、○認知症の特徴、不適切なナウルの理解と避離方法、行動・心臓症状などの特徴とその対応方法 ○認知症ケアの対象者への対応 ○認知症ケアを提供するときの判断基準となる考え方、認知症ケアの基礎的特徴と対応するときの判断基準、認知症の人との基本的なコミュニケーション、不適切なナウルの理解と避離方法、病害・症状等を理解したケアの選択、行動・心臓症状(BPSD)を理解したナウルの対応方法、行動・心臓症状などの特徴とその対応方法 3. 認知症ケアを理解するときの判断基準となる考え方 ○認知症ケアを提供するときの判断基準となる考え方、認知症ケアの基礎的特徴と対応するときの判断基準、認知症の人との基本的なコミュニケーション、不適切なナウルの理解と避離方法、病害・症状等を理解したケアの選択、行動・心臓症状(BPSD)を理解したナウルの対応方法、行動・心臓症状などの特徴とその対応方法 4. 家族への支援 ○認知症ケアを提供するときの判断基準となる考え方</p>	(接続なし)
7	障害の理解	3 → 3		<p>1. 障害の基礎的瞭解 (1)障害の種類と特徴 ○障害の種類と特徴、○ICFの考え方 (2)障害者福祉の基本理念 ○ノーマライゼーションの概念 2. 障害の医学的剖面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (1)身体障害 ○视觉障害、○聴覚、平衡障害、○肢体・骨骼・組織障害、○肢体不自由 ○内耳障害 (2)知的障害 ○精神障害(首次発症の障害、先発性障害を含む) ○精神失調症、精神分裂症、双極性障害などの精神疾患、○高血圧病 ○心疾患、○糖尿病などの慢疾患 ○他の心の病の精神障害 3. 家族の支援、かかわり支援の理解 家族への支援・障害の理解・障害の受容実験、○介護負担の相談</p>	(接続なし)

新

日

No.	科目	内閣府 省令別 修習時間 時間	該み細 部修習 時間	研修内容	
				介護職員初任者研修の内容 (アレーラインは読み替える)	認知症介護基礎研修の内容 (介護職員初任者研修の内部と重複する部分)
8. 介護の基本的 考え方		18 — 13	16 — 12	●理屈に基づく介護(ICFの観点に基づく生活支援、医療介護の接続)。 ○直感的視点に基づく接続。	
9. 介護に関する おもな用語の 基礎的知識				○中庸と記述の基礎知識。○感情と思考の基礎知識。○自己概念と生 き方。○まじめや健闘を進行入れる動機と行動とその健康観。○ここに お待ちの方が行動される動機。○からだの状態がここにいるお年 寄り。	
10. 介護に関する おもな用語の 基礎的知識				○人権の各概念と医師法に関する基礎知識。○骨・関節・筋肉に関する 基礎知識。モッカマニタスの法律。○介護報酬法・介護福祉士法に関する 基礎知識。○介護報酬上の問題を前にする基礎知識。○ここにからだ を一歩前に進め。○介護の特徴の特徴の養成との違いに気づく接続	
11. 生活と家事				生活と生活の接続。家庭環境に関する基礎知識と生活支援。 ○生活圏。○自己本位。○予防的な対応。○主体性・能動性を引き出す。 ○多様な生活習慣。○健闘期	
12. 体調と頭痛・腰 痛整理と介護				普通な頭痛整理に関する基礎知識。施術者・理療者が行なう頭痛整理 と腰痛整理に関する概念と実施方法。 ○家庭内に多い頭痛。○マッサージ。○坐浴治療。○福祉用具腰痛 整容に関する基礎知識。整容の実施技術。 ○身体状況に合わせた衣服の選択。着脱。○身に付く。○整容行動。○腰 痛の改善・効果。	
13. 着脱に問題し た二つからだの おもな用語と自 由に向けた介 護				整容整容に関する基礎知識。今までおなじみの接觸・接觸に関する用語とその 実施方法。今朝起きていて自分の心の内(想・感)・行動を理解するところからだの整容と自 由の理解。○利用者の実施する方法と自然な動き。○利用者の自然な動き の理解。○移動能力の実施(自己実現)。○重心・重心の動きの実施。○介護の実施。 ○利用者の実施する方法と自然な動き。○利用者の実施する方法と自然な動き。○介護の実 施。○利用者の実施。○自分のためのアート。○自己実現。○介護の実施。○介護の実 施(手助け)。○手助け。○食事の援助(準備・運搬・撮影等)。○食事に使 った私財用具の洗浄方法。○口腔ケアの定義。○口腔清潔の手順。	
14. おもな用語と 自由に向けた介 護		38 — 35	38 — 35	○利用者と被介護者の双方が同じで実施する方法と自然な動き。 ○利用者の実施する方法と自然な動き。○利用者の自然な動き の理解。○移動能力の実施(自己実現)。○重心・重心の動きの実施。○介護の実 施。○利用者の実施する方法と自然な動き。○利用者の実施する方法と自然な動き。○介護の実 施(手助け)。○手助け。○食事の援助(準備・運搬・撮影等)。○食事に使 った私財用具の洗浄方法。○口腔ケアの定義。○口腔清潔の手順。	(接続なし)
15. 食事に問題し た二つからだの おもな用語と自 由に向けた介 護				入浴・清潔整容に関する基礎知識。○手と足ならぬ浴槽と整容用具の洗浄方 法。新しい入浴法を採用することによっての着脱の理解と洗浄方法。 ○着脱や洗浴への介助。○沐浴の実施。○全身洗浄。○身体部分の洗浴と局部 の洗浴。○手と足の洗浴。○口と鼻の洗浴。○頭髪の洗浴。○足の洗浴。○脚 の洗浴。○手の洗浴。○食事の援助(準備・運搬・撮影等)。○食事に使 った私財用具の洗浄方法。○口腔ケアの定義。○口腔清潔の手 順。	
16. 着脱に問題し た二つからだの おもな用語と自 由に向けた介 護				入浴・清潔整容に関する基礎知識。○手と足ならぬ浴槽と整容用具の洗 浄方法。新しい入浴法を採用することによっての着脱の理解と洗 浴方法。 ○着脱や洗浴への介助。○沐浴の実施。○全身洗浄。○身体部分の洗浴と局部 の洗浴。○手と足の洗浴。○口と鼻の洗浴。○頭髪の洗浴。○足の洗浴。○脚 の洗浴。○手の洗浴。○食事の援助(準備・運搬・撮影等)。○食事に使 った私財用具の洗浄方法。○口腔ケアの定義。○口腔清潔の手 順。	
17. 着脱に問題し た二つからだの おもな用語と自 由に向けた介 護				整容に関する基礎知識。今までおなじみの接觸・接觸に関する用語方法。扶い導 きの基礎を理解するところからだの整容の理解と実施方法。 ○身体的・生理的・心理的の意味。○ロフマイラーの理解。○おむつは整容 の手段。○おむつは二つの目的の整容。○経皮的吸収性おむつ(上)と吸水性 おむつ(下)。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○ おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整 容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整 容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整 容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整 容。	
18. 着脱に問題し た二つからだの おもな用語と自 由に向けた介 護				整容に関する基礎知識。今までおなじみの接觸・接觸に関する用語方法。扶い導 きの基礎を理解するところからだの整容の理解と実施方法。 ○身体的・生理的・心理的の意味。○ロフマイラーの理解。○おむつは整容 の手段。○おむつは二つの目的の整容。○経皮的吸収性おむつ(上)と吸水性 おむつ(下)。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○ おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○ おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整 容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整 容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整容。○おむつは二つの目的の整 容。	
19. 入浴・清潔整 容技術練習		16 — 12	16 — 12	○介護過程の目的・意義・展開。○介護過程上チームアプローチ 「事例による演習」 生活各分野での接觸について。ある生活機能の利用度を設定し、一連の 操作を組合せることで、その操作を組合せることで、利用者の心身の状況に あわせた方針を確立する概念の理解を得る。	
20. 整容性技術練 習技術練習				○整容の質問。○二つからだの力が發揮できGLI(要因)の分析→適切 な支障消滅の機序→実能消滅演習→交接技術の実践(1年毎(1年間 継続して上)サイクルを実施する) ○実能消減の実施(2程度、認知症、失禁者、座位保持平衡)から2事 件を選択して実施。	
21. 整容性技術練 習技術練習				1. 扶い導き ○扶い導きをして学んだこと。○扶い導きをして学んだこと。 ○扶い導きに基づく接觸についての質問(利用者の状態像に応じて全般と分 道過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識的重要性、 ○扶い導きの重要性)。 2. 施設への導き ○施設への導きについての質問(利用者の状態像に応じて全般と分 道過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識的重要性につ いて、高齢者にリマダリできるような事業所等における実例(OH-JT, DJ T)を紹介)	
22. 諸々		4 — 4		(接続なしL)	
合計		138 — 124			

--	--	--	--	--

新

旧

4. 訪問介護に関する三級課程

No.	科目	合宿期間 実習期間 時間	読み替 えと題 名	研修内容
				研修内容
1	職務の理解	8 → 3	介護職員初任者研修の内容 (アーダーラインは読み替え部分)	訪問介護職員成績簿(3種複数)の内容 (介護職員初任者研修の内容と重複する全部分)
2	介護における権利の保障-自立支援	8 → 6	1. 人権尊重を実現する支援 (1)人権と尊厳の保障 (2)権利擁護のためのガバナー、オーバーハンドの役割、OJ役割 (3)医療、介護の立場のサービス提供者との協調 (4)医療、介護の立場のサービス提供者との具体的なアドバイス提供実績 (5)医療、介護の立場のサービス提供者との連携 (6)医療、介護の立場のサービス提供者との連携 (7)アフターワード面接材料に対する考え方をサービスの提供に生じるまでの一連の実務の流れとチームアプローチ・他職種、実践的実務サービスを含めた地域の社会資源との連携	1. 既往介護に関する知識(3種複数) (1)既往介護の制度と実務内容 (2)既往介護員の職業倫理 (3)既往介護の社会的役割 (4)チーム運営方式の理解 (5)既往介護センター-訪問介護職員との連携 (6)医療、介護の立場のサービス提供者との連携 (7)医療、介護の立場のサービス提供者との連携
3	介護の基本	8 → 6	1. 介護の役割、専門性上多職種との連携 (1)介護職場の構造の理解 (2)専門性と複数介護サービスの違い、OJ地図包括ケアの方向性 (3)介護の専門性 (4)重度化防止・適応化の観点、OJ利用者の主体の支援原則、OJ自立した生活を実現するための援助、OJ機能のあらわし方、OJチームケアの重要性、OJ専門性の特徴、OJ多職種連携のチームワーク (5)介護に対する態度 (6)異なる専門性を持つ多職種の理解、OJ介護実践専門員、OJサービス提供責任者、OJ介護職場トータムと介護利用者に対する意味、OJ介護の専門職能力を満足した効率的なサービス提供、OJチームケアにおける役割分担 (7)介護の職業倫理 (8)職業倫理の意義、OJの実際としての社会的責任、OJプライバシーの保護・尊重 (9)介護における安全の確保 (10)介護に対する安全の確保 (11)事務機器の操作 (12)事務手帳 (13)リスクマネジメント、OJ分析の手法と根拠、OJ事故に至る可能性の根拠(要因への帰属、危険材料への帰属等)、OJ情報の共有 (14)情報の伝達と統合 (15)情報の伝達と統合(情報源の辨別、情報統合の基準)、OJ「標準」に対する正しい知識 (16)介護の安全管理 (17)介護職の心身の健康管理 (18)介護職の健康管理が介護の面に影響、OJストレスマネジメント、OJ精神的予防に関する知識、OJ手洗いの取り扱い、OJ手洗いの基本、OJ感染症対策	1. 介護サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義(3種複数) (1)OJの実務と職業倫理 (2)OJがな人・施設・生活者としての援助対象の把握、生涯保健の観点、自己表現の観点 (3)OJの職能と性格 (4)OJの立場 (5)OJの特性-身体的自立と精神的自立、技術意識とプライド、能動性-主体性 (6)OJの専門性
4	介護・福祉 サービスの 選択と評価 上の連携	8 → 6	1. 介護保険制度 (1)介護保険制度の概要と目的、勘定 (2)ケアマネジメント、OJ予防賃貸システムへの取扱い、OJ他被扶養正規被扶養者への取扱い (3)介護料の算定の問題 (4)保険料算定と介護基本的収益額、OJ介護給付と種類、OJ手当給付、OJ支拂額算定の手順 (5)制度を支える財源、組織・政策の機能と役割 (6)財政負担、OJ地区介護サービス事業者の指定 (7)医療との連携と介護リハビリテーション (8)医療との連携、OJの役割、OJ施設における看護と介護の区分-連携 (9)介護料算定の問題 (10)介護の概念、OJの役割 (11)障害者自立支援制度およびその他の制度 (12)障害者自立支援制度の仕組みの基礎的知識 (13)介護給付・訓練等給付の申請を中心とした決済まで (14)個人の権利を守る制度の内容 (15)個人情報保護法、OJ成年後見制度、OJ他セラピスト支援事業	《接続なし》

新

旧

No	科目	合宿研修 実習研修 実習	講義と 実習の 割合	研修内容	
				介護職員初任者研修の内容 (アシスタントイズ読み削除部分)	訪問介護職員成研修(3級認修)の内容 (介護職員初任者研修の内容と重複する部分)
5	介護におけるコミュニケーション技術	6	→ 6	<p>1. 介護におけるコミュニケーション ○介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○植物、○声息の必要 ○コミュニケーションの技術、道具を用いた言語的コミュニケーション ○音楽的コミュニケーションの特徴、○音楽コミュニケーションの特徴 ○利用者の心身の変化に対するコミュニケーション ○利用者の心身の変化に対するコミュニケーションの技術、○患者低下下の見直しを考える、○利用者の心身の特徴、○利用者の心身の特徴、○患者へのいたずら(不適切な行動) ○介護技術の特徴、○自分の心身特徴で家族の意向を利用しない行動などがないように努めよう、○アシスタンツの手法とニーズとデリケートの違い ○体力、能力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術 2. 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、利用者の世界を踏まえた観察と説明、○利用者の世界に順応する技術、○利用者の心身の変化、○利用者の特徴(年齢・性別・入所、居住形態など)、○SARTH 3. 言葉 ○報告の留意点、○通達の留意点、○相談の留意点 4. 介護の留意点、○通達の留意点、○相談の留意点 ○会話、○情報共有の場、○優柔軟な接觸の場(利用者と周囲に接触するか離れて接觸するかどちらかの選択権)、○アカシフレンスの重要性</p>	(頭書なし)
B-1	老化と認知症(老化的理解)	6	→ 6	<p>1. 老化に伴う二つの異なる老化の特徴 ○生物学的、社会的、精神的、行動的、認知的の変化 ○筋肉反応、反射の変化、○光学体能 2. 老化に伴う身心の機能の変化と日常生活への影響 ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○認知機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 3. 高齢者と健康 ○高齢者の疾病と生活上の留意点 ○骨折、○筋力の低下と動作・運動の変化、○慢疾患 ○高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 ○認知症認知症、脳梗塞、脳出血、老年性認知症）、○認知症認知症の危険因子と対策、○認知症の早期発見、早期対応、○認知症を背景に、「誤え」の問題、○認知症の自己もつづり認知症性格、○認知症性格、○認知症の小さな変化に気付く意識、○高齢者は感染症にかかりやすい</p>	(頭書なし)
B-2	老化と認知症の理解(認知症の理解)	6	→ 6	<p>1. 認知症認知症の状況 認知症ケアの概念 ○ドレッシングセンタードケア、○認知症ケアの積点(できることに満足する) 2. 認知症から認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその構造、認知症差別ケアのガイド、○健常者 ○健常者の定義、○ものごわとの違い、○せん妄の症状、○健常者健常者(健常者-健常者-健常者-健常者)、○認知、○薬物療法、○認知症の健常者 3. 認知症に伴うことから認知症と日常生活 ○認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 ○認知症の中筋膜症、○認知症の行動・心臓症状(BPSD)、○不適指向ケア、○生活環境での改善 ○認知症の利用者への対応 ○本人の心身の変化を理解する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失意しないよう状況をつくる、○すべての認知症行動者がヨーロッパの文化や習慣をもと考えること、○身ழ麗を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・態度・姿勢などから気持ちを判断する、○認知症の進行に合わせてケア 4. 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の経過(レスパイトケア)</p>	(頭書なし)
7	障害の理解	3	→ 3	<p>1. 障害の基礎的知識 ○障害の概念とICF ○ICFの分類と医学的分類、○ICFの考え方 ○健者性障害の基本概念 ○健者性障害の概念 ○健者の個別の特徴、生活障害、心理・行動の特徴、いかわり支援等の基礎的知識 (1)身体障害 ○视觉障害、○触覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内耳障害 (2)知的障害 ○知的障害 (3)精神障害(高次脳機能障害・児童障害を含む) ○精神失調症・気分・感情障害(一過性障害など)の精神疾患、○高次脳機能障害、○認知性発達障害-学者障害-注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4)その他の心身の機能障害 2. 家族の心回り、かかりを後の理解 家族への支援の障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の経過</p>	(頭書なし)

新

日

研修内容				
No	科目	小計時間 （単位時間）	読み替 え時間 （単位時間）	
介護職員初任者研修の内容 (アシスタントは読み替え部分)			訪問介護員養成研修:3級課程)の内容 (介護職員初任者研修の内容と重複する部分)	
8	介護の基本的な考え方	10 10		
介護に関する心とからだの基礎的理 理解			○理屈に基づく介護:3DPの規定に基づく生活支援、看護分野の説明)、 ○介護概要に基づく介護	
9	介護に関する心とからだの基礎的理 理解	10	10	○日常生活上の基礎知識、○基礎上重要な基礎知識、○自己概念を生 きる、○口頭もや健常を入れる適応行動とその留意事項、○二二の の持も方が行動し与える影響、○からだの状態がこれらに与える影響
10	介護に関する心とからだの基礎的理 理解	10 10		
介護に関する心とからだの基礎的理 理解			○人体の各部の名称と動作に関する基礎知識、○骨・筋肉・筋に関する基礎知識、○骨格と筋肉の構造、○中軸骨筋系と体幹筋系に関する基礎知識、○自立時筋筋と内部筋筋に関する基礎知識、○二二のからだを一體的に見る、○利用者のからだの運びに気付く(基礎知識)	
11	生活と家事	10 10		
12	快適な居住環境と介護	10 10		
13	要領に問題した二二とからだのよくある問題と向けて介護	10 10		
14	運動・軽作業とからだのよくある問題と向けて介護	10 10		
15	食事・介護食とからだのよくある問題と向けて介護	10 10		
16	入浴・排泄とからだのよくある問題と向けて介護	10 10		
17	睡眠とからだのよくある問題と向けて介護	10 10		
18	精神問題とからだのよくある問題と向けて介護	10 10		
19	痴呆とからだのよくある問題と向けて介護	10 10		
20	介護過程の基礎的理 理解	10 10		
21	照れ生活実 操技術演習	10 10	4 4	1. 読り取り ○生活を読み取って学ぶこと、○今後実践して学ぶべきこと ○読み取りに基づいての要点:利用者の生活様式に応じた介護人の実践過程、身体・心理・社会性を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等。 2. 研究への備えと実験修了後に記載の基礎的な研修 ○基礎的:学ぶべきこと、○基礎修了後における基礎的な研修に付いて、具体的にイメージできるような参考専門における実践(ヨーヨーJT、DJ)
合計		130	111	《読みなし》

新	旧															
<u>(別添3)</u>																
<p>「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において例示する研修カリキュラム</p> <p><u>キュラムと介護職員初任者研修の内容との対照関係</u></p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">介護職員初任者研修 ※下線が対応部分</th></tr> <tr> <th>科目</th><th>時間</th><th>具体的な内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険制度、介護概論</td><td>9</td><td> <p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <input type="checkbox"/>ケアマネジメント、<input type="checkbox"/>予防重視型システムへの転換、<input type="checkbox"/>地域包括支援センターの設置、<input type="checkbox"/>地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>保険制度としての基本的仕組み、<input type="checkbox"/>介護給付と種類、<input type="checkbox"/>予防給付、<input type="checkbox"/>要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <input type="checkbox"/>財政負担、<input type="checkbox"/>指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション</p> <p><input type="checkbox"/>医行為と介護、<input type="checkbox"/>訪問看護、<input type="checkbox"/>施設における看護と介護の役割・連携、<input type="checkbox"/>リハビリテーションの概念</p> <p>3. 障害者自立支援制度およびその他の制度</p> <p>(1) 障害者福祉制度の理念 <input type="checkbox"/>障害の概念、<input type="checkbox"/>ICF（国際生活機能分類）</p> <p>(2) 障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 <input type="checkbox"/>個人情報保護法、<input type="checkbox"/>成年後見制度、<input type="checkbox"/>日常生活自立支援事業</p> </td></tr> <tr> <td>介護の基本的な考え方</td><td>10～13 時間程度の内数</td><td> <p><input type="checkbox"/>理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、 <input type="checkbox"/>法的根柢に基づく介護</p> </td></tr> <tr> <td>高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）</td><td>6</td><td> <p>1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 老年期の急速と老化に伴う心身の変化の特徴 <input type="checkbox"/>筋肉反射（反射）の変化、<input type="checkbox"/>喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <input type="checkbox"/>身体的機能の変化と日常生活への影響、<input type="checkbox"/>咀嚼機能の低下、<input type="checkbox"/>筋・骨・関節の変化、<input type="checkbox"/>体温維持機能の変化、<input type="checkbox"/>精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <input type="checkbox"/>骨折、<input type="checkbox"/>筋力の低下と動き・姿勢の変化、<input type="checkbox"/>關節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p> </td></tr> </tbody> </table>	介護職員初任者研修 ※下線が対応部分			科目	時間	具体的な内容	介護保険制度、介護概論	9	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <input type="checkbox"/>ケアマネジメント、<input type="checkbox"/>予防重視型システムへの転換、<input type="checkbox"/>地域包括支援センターの設置、<input type="checkbox"/>地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>保険制度としての基本的仕組み、<input type="checkbox"/>介護給付と種類、<input type="checkbox"/>予防給付、<input type="checkbox"/>要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <input type="checkbox"/>財政負担、<input type="checkbox"/>指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション</p> <p><input type="checkbox"/>医行為と介護、<input type="checkbox"/>訪問看護、<input type="checkbox"/>施設における看護と介護の役割・連携、<input type="checkbox"/>リハビリテーションの概念</p> <p>3. 障害者自立支援制度およびその他の制度</p> <p>(1) 障害者福祉制度の理念 <input type="checkbox"/>障害の概念、<input type="checkbox"/>ICF（国際生活機能分類）</p> <p>(2) 障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 <input type="checkbox"/>個人情報保護法、<input type="checkbox"/>成年後見制度、<input type="checkbox"/>日常生活自立支援事業</p>	介護の基本的な考え方	10～13 時間程度の内数	<p><input type="checkbox"/>理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、 <input type="checkbox"/>法的根柢に基づく介護</p>	高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）	6	<p>1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 老年期の急速と老化に伴う心身の変化の特徴 <input type="checkbox"/>筋肉反射（反射）の変化、<input type="checkbox"/>喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <input type="checkbox"/>身体的機能の変化と日常生活への影響、<input type="checkbox"/>咀嚼機能の低下、<input type="checkbox"/>筋・骨・関節の変化、<input type="checkbox"/>体温維持機能の変化、<input type="checkbox"/>精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <input type="checkbox"/>骨折、<input type="checkbox"/>筋力の低下と動き・姿勢の変化、<input type="checkbox"/>關節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p>
介護職員初任者研修 ※下線が対応部分																
科目	時間	具体的な内容														
介護保険制度、介護概論	9	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <input type="checkbox"/>ケアマネジメント、<input type="checkbox"/>予防重視型システムへの転換、<input type="checkbox"/>地域包括支援センターの設置、<input type="checkbox"/>地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>保険制度としての基本的仕組み、<input type="checkbox"/>介護給付と種類、<input type="checkbox"/>予防給付、<input type="checkbox"/>要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <input type="checkbox"/>財政負担、<input type="checkbox"/>指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション</p> <p><input type="checkbox"/>医行為と介護、<input type="checkbox"/>訪問看護、<input type="checkbox"/>施設における看護と介護の役割・連携、<input type="checkbox"/>リハビリテーションの概念</p> <p>3. 障害者自立支援制度およびその他の制度</p> <p>(1) 障害者福祉制度の理念 <input type="checkbox"/>障害の概念、<input type="checkbox"/>ICF（国際生活機能分類）</p> <p>(2) 障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 <input type="checkbox"/>個人情報保護法、<input type="checkbox"/>成年後見制度、<input type="checkbox"/>日常生活自立支援事業</p>														
介護の基本的な考え方	10～13 時間程度の内数	<p><input type="checkbox"/>理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、 <input type="checkbox"/>法的根柢に基づく介護</p>														
高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）	6	<p>1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 老年期の急速と老化に伴う心身の変化の特徴 <input type="checkbox"/>筋肉反射（反射）の変化、<input type="checkbox"/>喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <input type="checkbox"/>身体的機能の変化と日常生活への影響、<input type="checkbox"/>咀嚼機能の低下、<input type="checkbox"/>筋・骨・関節の変化、<input type="checkbox"/>体温維持機能の変化、<input type="checkbox"/>精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <input type="checkbox"/>骨折、<input type="checkbox"/>筋力の低下と動き・姿勢の変化、<input type="checkbox"/>關節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p>														

新				旧
			<p>○無理筋障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、 ○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性認知症）、○脳梗性肺炎、 ○症状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい</p>	
介護技術	生活と家事	50～55時間程度の内数	<p>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p>	
ボランティア活動の意義	—	—	—	
緊急対応（困った時の対応）	介護の基本	3	<p>(1) 介護における安全の確保 ○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○とハザード (2) 事故予防、安全対策 ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有</p>	
認知症の理解（認知症サポートー研修等）	認知症の理解	6	<p>1. 認知症を取り巻く状況 認知症ケアの理念 ○バーンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する） 2. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、○認知症）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬 3. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（BPSD）、○不適切なケア、○生活環境で改善 (2) 認知症利用者への対応 ○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、○身体を通してコミュニケーション、○相手の様子、表情、視線、姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア 4. 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスバイトケア）</p>	
コミュニケーションの手法、訪問マナー	介護におけるコミュニケーション	6	<p>1. 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、</p>	

新			旧
	ン技術	<p><u>技術</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○情熱、○共感の応答 <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴 <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の悪いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視力、聽力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○摂音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術 <p>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1) 記録における情報の共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H <p>(2) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点 <p>(3) コミュニケーションを促す環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性 	
訪問実習オリエンテーション	一	2	サービス事業所における受講者の選択に基づく実習・見学等
(別添4) 通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間 (略)			別表1 通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間 (略)
(別添5) 研修機関が公表すべき情報の内訳 (略)			別表2 研修機関が公表すべき情報の内訳 (略)

新	旧
<p>(別添6)</p> <p style="text-align: center;"><u>「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」</u></p> <p>1 各科目の到達目標、評価</p> <p>(1) <u>生活援助従事者研修を通した到達目標</u></p> <p class="list-item-l1">① <u>基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。</u></p> <p class="list-item-l1">② <u>介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。</u></p> <p class="list-item-l1">③ <u>自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。</u></p> <p class="list-item-l1">④ <u>利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするため、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。</u></p> <p class="list-item-l1">⑤ <u>他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。</u></p> <p class="list-item-l1">⑥ <u>自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標となりうることを理解できる。</u></p> <p class="list-item-l1">⑦ <u>利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。</u></p> <p class="list-item-l1">⑧ <u>利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。</u></p> <p class="list-item-l1">⑨ <u>的確な記録・記述の大切さを理解できる。</u></p> <p class="list-item-l1">⑩ <u>人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。</u></p> <p class="list-item-l1">⑪ <u>介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要</u></p>	

新	旧
<p><u>を理解できる。</u></p> <p><u>(2) 各科目の「到達目標・評価の基準」</u></p> <p><u>①「ねらい（到達目標）」</u></p> <p>「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。</p> <p>生活援助従事者研修修了時点でただちにできることは困難だが、生活援助従事者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。</p> <p><u>②「修了時の評価ポイント」</u></p> <p>「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。</p> <p>生活援助従事者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。</p> <p>「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。</p> <p><u>ア 知識として知っていることを確認するもの。</u></p> <p>知識として知っているレベル。</p> <p><u>【表記】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「理解している」（概要を知っているレベル） ・「列挙できる」（知っているレベル） ・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル） ・「説明できる」（具体的に説明できるレベル） <p>筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。</p> <p><u>イ 技術の習得を確認するもの。</u></p> <p>実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。</p>	

新	旧				
<p><u>【表記】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「～できる」「実施できる」 <p><u>教室での実技を行い確認することが考えられる。</u></p> <p><u>ウ 各科目の「内容例」</u></p> <p><u>各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」、「内容」は、各科目的内容について例示したものである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>各科目の到達目標、評価、内容</u></p> <p><u>1. 職務の理解（2時間）</u></p> <p><u>(1) 到達目標・評価の基準</u></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">ね ら い</td> <td style="padding: 5px;"> <p><u>研修に先立ち、これからの中介が目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、中介職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。</u></p> </td> </tr> </table> <p><u>(2) 内容例</u></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">指 導 の 視 点</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <u>・研修課程全体（59時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</u> <u>・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、中介職が働く現場や仕事の内容を、出来る限り具体的に理解させる。</u> </td> </tr> </table>	ね ら い	<p><u>研修に先立ち、これからの中介が目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、中介職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。</u></p>	指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> <u>・研修課程全体（59時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</u> <u>・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、中介職が働く現場や仕事の内容を、出来る限り具体的に理解させる。</u> 	
ね ら い	<p><u>研修に先立ち、これからの中介が目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、中介職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。</u></p>				
指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> <u>・研修課程全体（59時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</u> <u>・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、中介職が働く現場や仕事の内容を、出来る限り具体的に理解させる。</u> 				

新		旧
内容		
	<p><u>1. 多様なサービスの理解</u></p> <p>○介護保険サービス（居宅）、○介護保険外サービス</p> <p><u>2. 介護職の仕事内容や働く現場の理解</u></p> <p>○居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</p> <p>○居宅の実際のサービス提供現場の具体的イメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）</p> <p>○生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む）</p>	
ね ら い	<p><u>2. 介護における尊厳の保持・自立支援（6 時間）</u></p> <p>(1) 到達目標・評価の基準</p> <p>介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。</p> <p>・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。</p> <p>・虐待の定義、身体拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを理解している。</p>	

	新	旧			
	<p>(2) 内容例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%; padding: 5px;">指 導 の 視 点</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 ・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 ・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 ・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%; padding: 5px;">内 容</td><td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人権と尊厳を支える介護 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権と尊厳の保持 <ul style="list-style-type: none"> ○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、 ○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護 (2) I C F <ul style="list-style-type: none"> ○介護分野における I C F (3) Q O L <ul style="list-style-type: none"> ○Q O Lの考え方、○生活の質 (4) ノーマライゼーション <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの考え方 (5) 虐待防止・身体拘束禁止 <ul style="list-style-type: none"> ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援 (6) 個人の権利を守る制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 2. 自立に向けた介護 </td></tr> </table>	指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 ・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 ・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 ・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。 	内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権と尊厳を支える介護 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権と尊厳の保持 <ul style="list-style-type: none"> ○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、 ○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護 (2) I C F <ul style="list-style-type: none"> ○介護分野における I C F (3) Q O L <ul style="list-style-type: none"> ○Q O Lの考え方、○生活の質 (4) ノーマライゼーション <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの考え方 (5) 虐待防止・身体拘束禁止 <ul style="list-style-type: none"> ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援 (6) 個人の権利を守る制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 2. 自立に向けた介護
指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 ・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 ・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 ・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。 				
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権と尊厳を支える介護 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権と尊厳の保持 <ul style="list-style-type: none"> ○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、 ○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護 (2) I C F <ul style="list-style-type: none"> ○介護分野における I C F (3) Q O L <ul style="list-style-type: none"> ○Q O Lの考え方、○生活の質 (4) ノーマライゼーション <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの考え方 (5) 虐待防止・身体拘束禁止 <ul style="list-style-type: none"> ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援 (6) 個人の権利を守る制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 2. 自立に向けた介護 				

 |

新	旧
<p>(1) <u>自立支援</u> ○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止</p> <p>(2) <u>介護予防</u> ○介護予防の考え方</p>	

3. 介護の基本（4 時間）	
(1) 到達目標・評価の基準	
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 ・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。
修 了 時 の 評 価 ボ イ ン 上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について理解している。 ・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを理解している。 ・生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを理解している。 ・介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を理解している。

	新	旧
(2) 内容例	<p><u>指導の視点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。 ・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、それに一人で対応しようとせず、サービス提供責任者の指示を仰ぐことが重要であると実感できるよう促す。 <p><u>内容</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護環境の特徴の理解 <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアの方向性 (2) 介護の専門性 <ul style="list-style-type: none"> ○重度化防止・遅延化の視点 ○利用者主体の支援姿勢 ○自立した生活を支えるための援助 ○根拠のある介護 ○チームケアの重要性 ○事業所内のチーム (3) 介護に関わる職種 <ul style="list-style-type: none"> ○異なる専門性を持つ多職種の理解 ○介護支援専門員 ○サービス提供責任者 2. 介護職の職業倫理 <p>職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門職の倫理の意義 ○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等） ○介護職としての社会的責任 ○プライバシーの保護・尊重 3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント 	

新	旧
<p>(1) 介護における安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故に結びつく要因を探り対応していく技術 ○リスクとハザード ○身体介助の技術を持たない人が介助するリスク <p>(2) 事故予防、安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リスクマネジメント ○分析の手法と視点 ○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等） ○情報の共有 <p>(3) 感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断） ○「感染」に対する正しい知識 <p>4. 介護職の安全</p> <p>介護職の心身の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護職の健康管理が介護の質に影響 ○ストレスマネジメント ○手洗い・うがいの励行 ○手洗いの基本 ○感染症対策 	

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（3時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	<u>介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ等について、その概要のポイントを列挙できる。</u>
-------------	---

	新	旧
修正時	<p>・生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解している。</p> <p>・介護保険制度や障害福祉制度の理念と保険料負担、本人負担について理解している。</p> <p>例：利用者負担割合等</p> <p>・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて理解している。</p> <p>・高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について理解している。</p>	
(2) 内容例	<p><u>指導の視点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を促す。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。 <p><u>内容</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険制度 <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進 (2) 仕組みの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順 (3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <ul style="list-style-type: none"> ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定 2. 医療との連携とリハビリテーション 	

	新	旧
	<p>○訪問看護</p> <p><u>3. 障害福祉制度およびその他制度</u></p> <p>(1) <u>障害福祉制度の理念</u></p> <p>○障害の概念、○ I C F (国際生活機能分類)</p> <p>(2) <u>障害福祉制度の仕組みの基礎的理解</u></p> <p>○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) <u>個人の権利を守る制度の概要</u></p> <p>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>	

<u>5. 介護におけるコミュニケーション技術 (6 時間)</u>					
<p>(1) <u>到達目標・評価の基準</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">ね</td><td>高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、生活援助中心型サービスの職務に従事する者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。</td></tr> <tr> <td style="width: 5%;">修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 ・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。 ・言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる </td></tr> </table>	ね	高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、生活援助中心型サービスの職務に従事する者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。	修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 ・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。 ・言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる 	
ね	高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、生活援助中心型サービスの職務に従事する者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。				
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 ・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。 ・言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる 				

	新	旧
(2) 内容例		
指導の視点	<p>・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。</p> <p>・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。</p>	
内容	<p><u>1. 介護におけるコミュニケーション</u></p> <p>(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割</p> <p>○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</p> <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション</p> <p>○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</p> <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際</p> <p>○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</p> <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <p>○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</p> <p><u>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</u></p>	

新	旧
<p>(1) 記録における情報の共有化 ○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</p> <p>(2) 報告 ○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</p> <p>(3) コミュニケーションを促す環境 ○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</p>	

6. 老化と認知症の理解（9 時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。 ・介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。 例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 ・高齢者に多い疾病的種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留

新	旧
<p><u>イント</u></p> <p>意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。 <u>例：脳梗塞の場合、突然に症状が起り、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 ・健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。 ・認知症の中核症状と行動・心理症状（B P S D）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。 ・認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性と留意点について列挙できる。 ・認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。 <u>例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること</u> ・認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を列挙できる。 ・家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて理解している。 	

(2) 内容例

<u>指導の視点</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に多い心身の変化、疾病的症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。 ・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理
--------------	--

	新	旧
内 容	<p><u>解ることの必要性への気づきを促す。</u></p> <p>・複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。</p>	
	<p><u>1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常</u></p> <p>(1) <u>老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴</u></p> <p>○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験</p> <p>(2) <u>老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響</u></p> <p>○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p><u>2. 高齢者と健康</u></p> <p>(1) <u>高齢者の疾病と生活上の留意点</u></p> <p>○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛</p> <p>(2) <u>高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</u></p> <p>○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい</p> <p><u>3. 認知症を取り巻く状況</u></p> <p><u>認知症ケアの理念</u></p> <p>○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する）</p> <p><u>4. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</u></p> <p><u>認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</u></p> <p>○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康</p>	

新	旧		
<p>管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、 ○薬物療法、○認知症に使用される薬</p> <p><u>5. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</u></p> <p><u>(1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</u></p> <p>○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（B P S D）、 ○不適切なケア、○生活環境で改善</p> <p><u>(2) 認知症の利用者への対応</u></p> <p>○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、○身体を通したコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア</p> <p><u>5. 家族への支援</u></p> <p>○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア）</p>			
<p><u>7. 障害の理解（3 時間）</u></p> <p><u>(1) 到達目標・評価の基準</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ね ら い</td><td style="width: 90%;">障害の概念と I C F 、障害福祉の基本的な考え方について理解し、 介護における基本的な考え方について理解している。</td></tr> </table>	ね ら い	障害の概念と I C F 、障害福祉の基本的な考え方について理解し、 介護における基本的な考え方について理解している。	
ね ら い	障害の概念と I C F 、障害福祉の基本的な考え方について理解し、 介護における基本的な考え方について理解している。		

	新	旧
修了時の評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICFについて概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 	
(2) 内容例		
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICFを理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 	
内容	<p>1. 障害の基礎的理解</p> <p>(1) 障害の概念と ICF ○ ICFの分類と医学的分類、○ ICFの考え方</p> <p>(2) 障害福祉の基本理念 ○ノーマライゼーションの概念</p> <p>2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</p> <p>(1) 身体障害 ○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害</p>	

新	旧
<p>(2) 知的障害 <input type="radio"/>知的障害</p> <p>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） <input type="radio"/>統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、<input type="radio"/>高次脳機能障害、<input type="radio"/>広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害</p> <p>(4) その他の心身の機能障害</p> <p>3. 家族の心理、かかわり支援の理解 家族への支援 <input type="radio"/>障害の理解・障害の受容支援、<input type="radio"/>介護負担の軽減</p>	

8. こころとからだのしくみと生活支援技術（24 時間）

＜展開例＞

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。

I. 基本知識の学習

「1. 介護の基本的な考え方」
 「2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解」
 「3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

II. 生活支援技術の学習

「4. 生活と家事」
 「5. 快適な居住環境整備と介護」
 「6. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」

新	旧		
<p>「7. 食事に関するこころとからだのしくみと自立に向けた介護」</p> <p>「8. 睡眠に関するこころとからだのしくみと自立に向けた介護」</p> <p>「9. 死にゆく人に関するこころとからだのしくみと終末期介護」</p> <p>III. 生活支援技術演習</p> <p>「10. 介護過程の基礎的理解」</p> <p>(1) 内容</p> <p>① 到達目標・評価の基準</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>ね ら い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の根柢となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 ・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>修 了 時 の 評 価 基 本 シ ト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。 ・利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。 ・人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかを概要を理解している。 ・家事援助の機能の概要について列挙できる。 ・移動・移乗の意味と関連する用具・機器、および移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。 ・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。 </td> </tr> </table>	<p>ね ら い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の根柢となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 ・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。 	<p>修 了 時 の 評 価 基 本 シ ト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。 ・利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。 ・人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかを概要を理解している。 ・家事援助の機能の概要について列挙できる。 ・移動・移乗の意味と関連する用具・機器、および移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。 ・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。 	
<p>ね ら い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の根柢となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 ・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。 	<p>修 了 時 の 評 価 基 本 シ ト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。 ・利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。 ・人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかを概要を理解している。 ・家事援助の機能の概要について列挙できる。 ・移動・移乗の意味と関連する用具・機器、および移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。 ・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。 		

新		旧
指導の視点	内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、 睡眠に関するからだのしくみを理解している。 ・ターミナルケアの考え方について列挙できる。 	<p>②内容例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助を中心とする介護実践に必要とされるこころとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるよう促す。 ・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しつつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 ・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるよう、身近な素材からの気づきを促す。 	
	<p>< I . 基本知識の学習></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除） ○法的根拠に基づく介護 2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因 3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに 	

新	旧
<p><u>気づく視点</u></p> <p><u><Ⅱ. 生活支援技術の学習></u></p> <p><u>4. 生活と家事</u></p> <p><u>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u> <u>○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</u></p> <p><u>5. 快適な居住環境整備と介護</u></p> <p><u>快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点</u> <u>○家庭内に多い事故</u></p> <p><u>6. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</u></p> <p><u>移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）</u></p> <p><u>7. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</u></p> <p><u>食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援</u> <u>○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関わる福祉用具の定義、○口腔ケアの意義、○誤嚥性肺炎</u></p>	

新	旧				
<p><u>の予防</u></p> <p><u>8. 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</u> <u>睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法</u> <u>○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</u></p> <p><u>9. 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護</u> <u>終末期に関する基礎知識とこころとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うこころの理解、苦痛の少ない死への支援</u> <u>○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候</u></p> <p><u><Ⅲ. 生活支援技術演習></u></p> <p><u>10. 介護過程の基礎的理解</u> <u>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</u></p>					
<p><u>9. 振り返り（2 時間）</u></p> <p><u>(1) 到達目標・評価の基準</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>ね ら い</u></td><td><u>・研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。</u></td></tr> <tr> <td><u>指 導 の 視</u></td><td><u>・「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。</u></td></tr> </table>	<u>ね ら い</u>	<u>・研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。</u>	<u>指 導 の 視</u>	<u>・「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。</u>	
<u>ね ら い</u>	<u>・研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。</u>				
<u>指 導 の 視</u>	<u>・「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。</u>				

新		旧
点	内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたうえで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。 ・修了後も継続的に学習することの重要性について理解を促し、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。 ・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応、キャリアアップ等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。 ・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） 		
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 振り返り <ul style="list-style-type: none"> ○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと ○根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等） 2. 就業への備えと研修修了後における継続的な研修 <ul style="list-style-type: none"> ○継続的に学ぶべきこと、○研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Off-JT、OJT）を紹介 	

新	1日																																
<u>(別添 7)</u>																																	
<p style="text-align: center;"><u>入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程と 生活援助従事者研修との対照関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(各研修修了者が生活援助従事者研修を受講する場合の科目の読み替え)</u></p>																																	
<h3>1. 入門的研修</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">科 目</th> <th rowspan="2">生活援助従事者研修 時 間</th> <th rowspan="2">研修内 容 (読み替える際の目録)</th> <th colspan="2">研修内 容</th> </tr> <tr> <th>生活援助従事者研修完満時に必要な内容 (アンダーラインは読み替える部分)</th> <th>入門的研修の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>操作の理解</td> <td>2 → 2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○業務などによる実習 ○介護保険サービス(施設) ○介護保険サービス(支援) ○施設の多様な施設設備におけるその仕事の内容 ○施設の実践的なサービス提供現場の具体的なイメージ(機能性教材の活用、職員会議の実践等) ○体験的・サービス実践型における受講者の選択による実習・見学者 ○施設面を中心とした実践的実習で行う実習の範囲(兼任が不適切な者は除外する)。(以下同じ) </td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(読み替えなし)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>介護における権利の保護・自己実現</td> <td>6 → 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○人権と尊厳を尊重する介護 (1)人権と尊厳の復元 ○介護と医療、○アボカシング、○エババメントの視点、○役割のあらわし、○利用者のプライバシーの保護 (2)自己実現におけるGOL (3)GOLの考え方、○生活の質 ○アボカシング ○ノーマライゼーションの考え方 (4)虐待防止・虐待相場と虐待の発見 (5)虐待防止のための制度 (6)個人の権利やサポート制度の概要 ○虐待の発見方法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 (1)自己実現 ○自己・自律実現、○既存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める技術、○個別ケア、○重度化防止 (2)介護や扶助 ○介護や扶助の考え方 </td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(読み替えなし)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>介護の基本</td> <td>4 → 0</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○介護の基礎知識、専門性と実践性との連携 (1)介護環境の特長の理解 ○介護の特徴 ○介護の特性 ○介護の特徴・評議の復元、○利用者主体の支援姿勢、○目立った特徴としているもの(実績)、○実績のある次第、○テクニカルな実績 (2)介護ニーズの把握 ○介護ニーズ把握の実践 ○介護ニーズ把握の実践性の理解、○介護支援専門員、○サービスの実践性の理解 (3)介護の実践実習 ○介護の実践の意義、○介護の実践性(介護現場での実践)、○介護実践基準(実践基準としての実践性)、○介護の実践性(実践基準としての実践性) (4)介護における各種規範 ○規範に対する意識の形成をしていく技術、○リスクとハザード、○介護の規範に対する意識の形成で重要な要素(自己決定権) (5)介護の実践、○介護の実践の手順と様式、○事故に至った経緯の報告(実際の経緯、実際の経緯) (6)介護の実践(実践の実践)、○介護の実践の実践(実践の実践) (7)介護の実践(実践の実践) (8)介護の実践(実践の実践) </td> <td colspan="2"> <p>1. 介護に関する基礎知識(15時間)</p> <p>介護に関する相談先や利用可能な公的制度を学ぶことにより、困難等の介護に直面した場合に備えたり、公的制度であらかじめ保険料の算定が行われる事前準備等の知識を身につける。また、介護の実践では、介護の実践の実践等により、困難等の介護に直面した場合でも、介護保険とあわせて利用することによって、難題等が解決されるようことを学ぶ機会とする。</p> <p>2. 介護に関する相談先(地域介護支援センター、施宅介護支援事業所、介護保険制度窓口)</p> <p>介護保険制度の概要(サービスの種類、利用の際の手続き、利用者負担など)</p> <p>○介護保険制度の概要(介護事業者や介護施設などの内容や利用の手続き)</p> <p>○介護保険制度の概要(サービスの種類、利用の際の手手続き、利用者負担など)</p> <p>3. 介護の基本(3、6時間)</p> <p>1. 介護の考え方(3時間)</p> <p>○介護の考え方など、「心身機能」だけでなく、「活動」「参加」「環境」の重要性や介護予防につながる活動などを学ぶ機会とする。</p> <p>○介護の実践(3時間)</p> <p>○介護の実践(実践の実践)、○実践の実践(実践の実践)、○実践の実践(実践の実践)</p> <p>○介護の実践(実践の実践)</p> <p>4. 基本的な介護の方法(3時間)</p> <p>介護技術の実践(実践の実践)、○介護技術の実践(実践の実践)、○介護技術の実践(実践の実践)</p> </td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>介護・福祉サービスの理解と実践</td> <td>3 → 3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度 (1)介護保険制度概要の背景及び目的、動向 ○介護マネジメント、○介護保険システムへの転換、○地域包括支援 (2)仕組みの基礎知識 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○手当給付、○扶助給付、○扶助 (3)制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ○障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) (4)介護保険制度におけるその物制度 (5)障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) (6)個人の権利やサポート制度 (7)成年後見制度、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業まで (8)個人の権利やサポート制度 ○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 </td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(読み替えなし)</td> </tr> </tbody> </table>		No.	科 目	生活援助従事者研修 時 間	研修内 容 (読み替える際の目録)	研修内 容		生活援助従事者研修完満時に必要な内容 (アンダーラインは読み替える部分)	入門的研修の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)	1	操作の理解	2 → 2	<ul style="list-style-type: none"> ○業務などによる実習 ○介護保険サービス(施設) ○介護保険サービス(支援) ○施設の多様な施設設備におけるその仕事の内容 ○施設の実践的なサービス提供現場の具体的なイメージ(機能性教材の活用、職員会議の実践等) ○体験的・サービス実践型における受講者の選択による実習・見学者 ○施設面を中心とした実践的実習で行う実習の範囲(兼任が不適切な者は除外する)。(以下同じ) 	(読み替えなし)		2	介護における権利の保護・自己実現	6 → 6	<ul style="list-style-type: none"> ○人権と尊厳を尊重する介護 (1)人権と尊厳の復元 ○介護と医療、○アボカシング、○エババメントの視点、○役割のあらわし、○利用者のプライバシーの保護 (2)自己実現におけるGOL (3)GOLの考え方、○生活の質 ○アボカシング ○ノーマライゼーションの考え方 (4)虐待防止・虐待相場と虐待の発見 (5)虐待防止のための制度 (6)個人の権利やサポート制度の概要 ○虐待の発見方法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 (1)自己実現 ○自己・自律実現、○既存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める技術、○個別ケア、○重度化防止 (2)介護や扶助 ○介護や扶助の考え方 	(読み替えなし)		3	介護の基本	4 → 0	<ul style="list-style-type: none"> ○介護の基礎知識、専門性と実践性との連携 (1)介護環境の特長の理解 ○介護の特徴 ○介護の特性 ○介護の特徴・評議の復元、○利用者主体の支援姿勢、○目立った特徴としているもの(実績)、○実績のある次第、○テクニカルな実績 (2)介護ニーズの把握 ○介護ニーズ把握の実践 ○介護ニーズ把握の実践性の理解、○介護支援専門員、○サービスの実践性の理解 (3)介護の実践実習 ○介護の実践の意義、○介護の実践性(介護現場での実践)、○介護実践基準(実践基準としての実践性)、○介護の実践性(実践基準としての実践性) (4)介護における各種規範 ○規範に対する意識の形成をしていく技術、○リスクとハザード、○介護の規範に対する意識の形成で重要な要素(自己決定権) (5)介護の実践、○介護の実践の手順と様式、○事故に至った経緯の報告(実際の経緯、実際の経緯) (6)介護の実践(実践の実践)、○介護の実践の実践(実践の実践) (7)介護の実践(実践の実践) (8)介護の実践(実践の実践) 	<p>1. 介護に関する基礎知識(15時間)</p> <p>介護に関する相談先や利用可能な公的制度を学ぶことにより、困難等の介護に直面した場合に備えたり、公的制度であらかじめ保険料の算定が行われる事前準備等の知識を身につける。また、介護の実践では、介護の実践の実践等により、困難等の介護に直面した場合でも、介護保険とあわせて利用することによって、難題等が解決されるようことを学ぶ機会とする。</p> <p>2. 介護に関する相談先(地域介護支援センター、施宅介護支援事業所、介護保険制度窓口)</p> <p>介護保険制度の概要(サービスの種類、利用の際の手続き、利用者負担など)</p> <p>○介護保険制度の概要(介護事業者や介護施設などの内容や利用の手続き)</p> <p>○介護保険制度の概要(サービスの種類、利用の際の手手続き、利用者負担など)</p> <p>3. 介護の基本(3、6時間)</p> <p>1. 介護の考え方(3時間)</p> <p>○介護の考え方など、「心身機能」だけでなく、「活動」「参加」「環境」の重要性や介護予防につながる活動などを学ぶ機会とする。</p> <p>○介護の実践(3時間)</p> <p>○介護の実践(実践の実践)、○実践の実践(実践の実践)、○実践の実践(実践の実践)</p> <p>○介護の実践(実践の実践)</p> <p>4. 基本的な介護の方法(3時間)</p> <p>介護技術の実践(実践の実践)、○介護技術の実践(実践の実践)、○介護技術の実践(実践の実践)</p>		4	介護・福祉サービスの理解と実践	3 → 3	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度 (1)介護保険制度概要の背景及び目的、動向 ○介護マネジメント、○介護保険システムへの転換、○地域包括支援 (2)仕組みの基礎知識 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○手当給付、○扶助給付、○扶助 (3)制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ○障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) (4)介護保険制度におけるその物制度 (5)障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) (6)個人の権利やサポート制度 (7)成年後見制度、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業まで (8)個人の権利やサポート制度 ○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 	(読み替えなし)	
No.	科 目					生活援助従事者研修 時 間	研修内 容 (読み替える際の目録)	研修内 容																									
		生活援助従事者研修完満時に必要な内容 (アンダーラインは読み替える部分)	入門的研修の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)																														
1	操作の理解	2 → 2	<ul style="list-style-type: none"> ○業務などによる実習 ○介護保険サービス(施設) ○介護保険サービス(支援) ○施設の多様な施設設備におけるその仕事の内容 ○施設の実践的なサービス提供現場の具体的なイメージ(機能性教材の活用、職員会議の実践等) ○体験的・サービス実践型における受講者の選択による実習・見学者 ○施設面を中心とした実践的実習で行う実習の範囲(兼任が不適切な者は除外する)。(以下同じ) 	(読み替えなし)																													
2	介護における権利の保護・自己実現	6 → 6	<ul style="list-style-type: none"> ○人権と尊厳を尊重する介護 (1)人権と尊厳の復元 ○介護と医療、○アボカシング、○エババメントの視点、○役割のあらわし、○利用者のプライバシーの保護 (2)自己実現におけるGOL (3)GOLの考え方、○生活の質 ○アボカシング ○ノーマライゼーションの考え方 (4)虐待防止・虐待相場と虐待の発見 (5)虐待防止のための制度 (6)個人の権利やサポート制度の概要 ○虐待の発見方法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 (1)自己実現 ○自己・自律実現、○既存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める技術、○個別ケア、○重度化防止 (2)介護や扶助 ○介護や扶助の考え方 	(読み替えなし)																													
3	介護の基本	4 → 0	<ul style="list-style-type: none"> ○介護の基礎知識、専門性と実践性との連携 (1)介護環境の特長の理解 ○介護の特徴 ○介護の特性 ○介護の特徴・評議の復元、○利用者主体の支援姿勢、○目立った特徴としているもの(実績)、○実績のある次第、○テクニカルな実績 (2)介護ニーズの把握 ○介護ニーズ把握の実践 ○介護ニーズ把握の実践性の理解、○介護支援専門員、○サービスの実践性の理解 (3)介護の実践実習 ○介護の実践の意義、○介護の実践性(介護現場での実践)、○介護実践基準(実践基準としての実践性)、○介護の実践性(実践基準としての実践性) (4)介護における各種規範 ○規範に対する意識の形成をしていく技術、○リスクとハザード、○介護の規範に対する意識の形成で重要な要素(自己決定権) (5)介護の実践、○介護の実践の手順と様式、○事故に至った経緯の報告(実際の経緯、実際の経緯) (6)介護の実践(実践の実践)、○介護の実践の実践(実践の実践) (7)介護の実践(実践の実践) (8)介護の実践(実践の実践) 	<p>1. 介護に関する基礎知識(15時間)</p> <p>介護に関する相談先や利用可能な公的制度を学ぶことにより、困難等の介護に直面した場合に備えたり、公的制度であらかじめ保険料の算定が行われる事前準備等の知識を身につける。また、介護の実践では、介護の実践の実践等により、困難等の介護に直面した場合でも、介護保険とあわせて利用することによって、難題等が解決されるようことを学ぶ機会とする。</p> <p>2. 介護に関する相談先(地域介護支援センター、施宅介護支援事業所、介護保険制度窓口)</p> <p>介護保険制度の概要(サービスの種類、利用の際の手続き、利用者負担など)</p> <p>○介護保険制度の概要(介護事業者や介護施設などの内容や利用の手続き)</p> <p>○介護保険制度の概要(サービスの種類、利用の際の手手続き、利用者負担など)</p> <p>3. 介護の基本(3、6時間)</p> <p>1. 介護の考え方(3時間)</p> <p>○介護の考え方など、「心身機能」だけでなく、「活動」「参加」「環境」の重要性や介護予防につながる活動などを学ぶ機会とする。</p> <p>○介護の実践(3時間)</p> <p>○介護の実践(実践の実践)、○実践の実践(実践の実践)、○実践の実践(実践の実践)</p> <p>○介護の実践(実践の実践)</p> <p>4. 基本的な介護の方法(3時間)</p> <p>介護技術の実践(実践の実践)、○介護技術の実践(実践の実践)、○介護技術の実践(実践の実践)</p>																													
4	介護・福祉サービスの理解と実践	3 → 3	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度 (1)介護保険制度概要の背景及び目的、動向 ○介護マネジメント、○介護保険システムへの転換、○地域包括支援 (2)仕組みの基礎知識 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○手当給付、○扶助給付、○扶助 (3)制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ○障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) (4)介護保険制度におけるその物制度 (5)障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) ○障害者支援サービス(介護サービス) (6)個人の権利やサポート制度 (7)成年後見制度、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業まで (8)個人の権利やサポート制度 ○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 	(読み替えなし)																													

新

日

No	科 目	生活援助従事者研修時間	読み替える べき研修内 容	研修内容	
				生活援助従事者研修受講時に必要な内容 (アンダーラインは読み替え部分)	入門的研修の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)
5	介護におけるコミュニケーション技術	6	—	① 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ○相手のコミュニケーションに対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答 (2) コミュニケーションの技術、道具を用いた言語的コミュニケーション ○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語的コミュニケーションの特徴 (3) 利用者の家族とのコミュニケーションの実際 ○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家庭へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し距離を取らないことがないようにする、○アセスメントの手法とニーズと demand の違い (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 ○専門的知識と技術に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○言語障害に応じたコミュニケーション技術、○失聴症に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術 2. 介護における情報の共有化 (1) 記録における記載の意義、目的、利用者の状態を踏まえた察察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書(訪問・通院・入所、福祉用具貸与等)、○ヒヤリハット報告書、○SWTH (2) 報告 ○報告の留意点、○通帳の留意点、○相談の留意点 (3) コミュニケーションを図る技術 ○会話、○情報共有者の場、○役割の認識の場(利用者と巡回に複数する介護者に求められる軽微頻繁)、○アカシフレンス的重要性	《読みなし》
6-1	老 化 と 認 知 症 の 理 解 (老化的理解)	6	—	1. 老化についてとからだの変化と変常 (1) 未年齢の変化と老化に伴う心身の変化の特徴 ○筋肉筋膜、皮膚の変化、○筋肉性筋膜 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○咀嚼・嚥下・閉塞の変化、○体温調節機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響、○心身機能上の問題 2. 老化と認知症 (1) 高齢者の生活と生活上の留意点 ○歩引、○筋力の低下と動きの変化、○筋肉痛 (2) 高齢者と一緒に歩く際の留意点 ○認知症障害者(痴呆、脳出血、虚血性心疾患)、○認知器障害者の危険因子と対策、○老年期うつ病発症(強いため)、(健後感を理解し、「弱い」の意味が全面に出る、うつ病性痴性認知症)、○認知性肺炎、○病状の小さな変化をよく観察、○高齢者は警戒心にかかりやすい	1. 基本的な介護の方法(6時間) 高齢の技術や自立支援、QOLの向上といった観点から基本的な介護技術を学ぶことにより、介護職の専門性を理解するとともに、老化に伴う心身機能の変化の特徴(高齢者に多い心身の変化や疾病など)を学ぶ機会とする。 ○ 介護職の役割や介護の専門性 ○ 老化の理解(老化に伴うところからだの変化の理解)
6-2	老 化 と 認 知 症 の 理 解 (認知症の理解)	3	—	1. 認知症を取り巻く状況 認知症ケアの概念 ○パーソンセイタードア、○認知症ケアの探し点(できることに着目する)、 2. 医学的視点から見に認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその疾患、認知症疾患別ケアのポイント、健康管理 ○認知症の初期段階、○もの忘れなどの違い、○せん妄の疾患、○健忘症、○薬物療法、 ○認知症の早期段階の対応 3. 認知症の中期段階、○歩行障害、○心身・行動的特徴 ○認知症の中核疾患、○認知症の行動・心理症状(BPSD)、○不適切なケア、○介護環境での改善 4. 認知症の終末期 ○本人の気持ちを理解する、○プライドを傷つけない、○細かい世界に合わせる、○歩けないような状況をつくる、○すべての運動行為がコミュニケーションであると考えること、○身体を満したコミュニケーション、 ○握手の握手、○健側・健側・健側などから気持ちを理解する、○認知症の進行に合わせたアプローチ 5. 痛苦への対応 ○認知症の受容過程での運動、○認知症の経減(レスパイトケア)	1. 基本的な介護の方法(2時間) 高齢の技術や自立支援、QOLの向上といった観点から基本的な介護技術を学ぶことにより、介護職の専門性を理解するとともに、老化に伴う心身機能の変化の特徴(高齢者に多い心身の変化や疾病など)を学ぶ機会とする。 ○ 介護職の役割や介護の専門性 ○ 認知症の理解(高齢者に多い心身の変化や疾病などを理解) 2. 認知症の理解(4時間) 認知症の高齢患者や健常などに対応した介護の方法など、認知症に関する情報(ハイリスクから認知症ケアまで幅広く学ぶことにより、今後、ますます増えているといわれている認知症への理解を深める機会となる)。 ○ 認知症の中核疾患やBPSD(認知症状)など、認知症による生活上の障害や心身・行動的特徴 ○ 認知症ケアの基礎的な技術(介護する知識) ○ 認知症の人やその家族との関わり方 ○ 認知症の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等に係る知識
7	障 害 の 理 解	3	—	1. 障害の基礎的知識 (1) 障害の概念、ICF ○ICFの分類と医学的分類、○ICFの考え方 (2) 障害種別の基礎理念 ○ノーマライゼーションの概念 2. 障害の医学的測定、生活障害、心身・行動的特徴、かかわり支援等の実践的知識 ○日常生活、○社会的活動、○就労、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害 (2) 障害の種類 ○精神障害(高次脳機能障害・発達障害を含む) ○結合失認症・気分(感情障害)・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4) 土地の心身の機能障害 3. 家族の心配、かかわり支援の理解 家庭への支援○障害の理解-障害の受容支援、○介護負担の軽減	1. 基本的な介護の方法(1時間) 高齢の技術や自立支援、QOLの向上といった観点から基本的な介護技術を学ぶことにより、介護職の専門性を理解するとともに、老化に伴う心身機能の変化の特徴(高齢者に多い心身の変化や疾病など)を学ぶ機会とする。 ○ 介護職の役割や介護の専門性 2. 障害の理解(2時間) 障害種別の特性やその特徴に応じた聞き方(支援の方法)を学ぶとともに、ノーマライゼーションの概念などの考え方を学ぶことにより、障害に対する幅広い知識を身につける機会とする。 ○ 障害(身体・知的・精神・発達・難病等)による生活上の障害や心身・行動的特徴 ○ 障害児者やその家族との関わり方、支援の基本 ○ ノーマライゼーションやICF(国際生活機能分類)の考え方

新

日

No	科目	生活援助従事者研修時間	研修内容
8	介護の基本的な考え方		①理論に基づく介護（SDFの視点に基づく生活支援、介護介護の接種） ②法的規範に基づく介護 ③感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老若や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因
9	介護に関するこころのしくみの基礎的理屈		④人体の各部の名前と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディカニクスの活用、○中核神経系と体外神経に関する基礎知識、○自律神経と内臓器官に関する基礎知識、○ここらどからだを一體的に捉える、○利用者の様子の背景との違いに気づく視点
10	介護に関するこころのしくみの基礎的理屈		要素と生活の関係、要素行動に関する基礎的知識と生活支援 ○生活型、○自己支援、○予防的対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点 ○家庭内に多い事故
11	生活と家事		
12	快適な居住環境整備と介護		
13	整理に関するこころとからだのしくみと自立に向かう介護		移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用語、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援 ○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自己支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本的理屈、○歩行等が不安定な者の移動支援・見守り(車いす・歩行器・つま先)
14	移動・移乗に関するこころとからだのしくみと自立に向かう介護	24	食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関する用具・食器の活用方法と食事状態とからだのしくみ、楽しい食事を図ることとからだの要因の理解と支援方法、食事に社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○軽度の弊害、○食事と姿勢、○明暗・暗下のメカニズム、○空腹感・満腹感、○好み、○食事の進捗量(時間・場所等)、○食事にかかる福祉用具の意義、○控えタブの意義、○認知症食事の手帳
15	食事に関するこころとからだのしくみと自立に向かう介護	24	(該当なし)
16	入浴・清潔		
17	排泄に関するこころとからだのしくみと自立に向かう介護		
18	排泄に関するこころとからだのしくみと自立に向かう介護		排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境と用具の活用方法、使い勝手を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○便器のための介護の工夫、○排泄の整備(温度や湿度、音、音よく聞こえるための寝室)、○安楽な姿勢・準備予備
19	死にゆく人(高齢者)の死のしくみと終末期介護		終末期に関する基礎知識とそこから死ぬしくみ、生から死への過程、「死」に向き合ったことの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程(高齢者の自然死・老衰)、○臨終が近づいたときの充実 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ
20	介護過程の基礎的理屈		
21	総合生活支援技術演習		
22	振り返り	2	1. 振り返り ○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと ○概要に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、ナースアシスタントの役割と意義) ○既往の学びと研修を経て後における継続的な研修 ○継続的に学ぶべきこと、○研修終了後ににおける継続的研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例(OJT・JT、OJT)を紹介
	合計	59	43

新

日

2. 認知症介護基礎研修

No.	科目	生活援助従事者研修時間	読み替 えられ る研修内 容	研修内容	
				生活援助従事者研修受講時に必要な内容 (アンダーラインは読み替え部分)	認知症介護基礎研修の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)
1	職務の理解	2 → 2	<p>生活援助従事者研修受講時に必要な内容 (アンダーラインは読み替え部分)</p> <p>1. 多様なサービスの理解 ○介護保険サービス(実施) ○介護保険外サービス 2. 介護職の仕事内容や働く環境の理解 ○施設の多様な施設・現場におけるそれぞれの仕事内容 ○施設の多様なサービス提供現場の具体的イメージ(視聴覚教材の活用、現地職員の体験談、サービス事業所における受講者の講師による実習・見学等) ○生活援助センターの訪問会議で行う業務の範囲(歩行等が不安定な者の移動支援・見守り監視)</p>	認知症介護基礎研修の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)	
2	介護における尊厳と自立支援	6 → 6	<p>1. 尊厳と尊厳を支える介護 ○尊厳と尊厳の保護 ○尊厳と尊厳の実現、○アドホカシー、○エンパワーメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護 (2) ICF ○介護分野におけるICF (3) QOL ○QOLの考え方、○生活の質 ○ノーマライゼーションの考え方 ○虐待防止・身体拘束禁止 ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の看護者支援 (6)個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 2. 自立支援された介護 (1)自立支援 ○自立・自律支援、○機能能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別化 性／個別ケア、○重度化防止 (2)介護予防 ○介護予防の考え方</p>	(読み替なし)	
3	介護の基本	4 → 4	<p>1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携 (1)介護職場の特徴の理解 ○地域包括ケアの方向性 (2)介護の専門性 ○重度化防止・退避化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○接觸のある介護、○チームケアの重要性、○医療等の専門職との連携 (3)介護に関わる職種 ○異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者 2. 介護職の職業倫理 道徳倫理 ○道徳的倫理の意義、○介護の倫理(介護福祉士の倫理と介護福祉士の倫理としての社会的責任)、○プライバシーの保護・尊重 3. 介護における安全の確保 ○事故に触づける原因とリスクマネジメント (1)事故における安全の確保 ○事故に触づける原因とリスクマネジメント (2)事故予防、安全対策 ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告書の提出、市町村への報告等)、○情報をの共有 (3)感染対策 ○感染の原因と経路(感染源の診断、感染経路の診断)、○「感染」に対する正しい知識 4. 介護職の安全 介護職の心身の健康管理 ○介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○手洗い・うがいの助言、○手洗いの基本、○感染症対策</p>	(読み替なし)	
4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3 → 3	<p>1. 介護保険制度 (1)介護保険制度制度の背景及び目的、動向 ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進 (2)仕組みの基礎知識 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護度評定の仕組み ○財政負担、○介護保険サービス事業者の指定 ○訪問看護、訪問リハビリテーション 2. 医療との連携 ○障害福祉制度およびその他の制度 (1)障害福祉制度の概要 ○障害者手帳、○介護保険生活機能分野 (2)障害福祉制度の仕組みの基礎的運営 ○介護給付・医療等給付の申請から支給決定まで (3)個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>	(読み替なし)	

新

日

No	科目	生活援助従事者研修 研修時間	読み替 え後の研修 時間	研修内容		
				生活援助従事者研修受講時に必要な内容 (アンダーラインは読み替え部分)	認知症介護基礎研修の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)	
5	介護におけるコミュニケーション技術	6	→	6	<p>1. 介護におけるコミュニケーション技術</p> <p>(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○精神、○共感の必要 (2) コミュニケーションの技術、道具を利用した言語的コミュニケーション ○音楽コミュニケーションの特徴、○音楽コミュニケーションの特徴 ○利用者の嗜好とのコミュニケーションの重要性 ○利用者の嗜好に対する要因を考える、○利用者の嗜好に共感する、○家族の心理的実感、○家族へのいたわりと慰まし、○精神関係の形成、○自分の個性観で家族の意向を判断し距離をとらないようにする、○アセスメントの手法とニーズとテマードの違い (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 ○視力・聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術、○言語障害等の要因に応じたコミュニケーション技術</p> <p>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1) 記録における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた觀察と記録、○記録にかかる記録の種類、○個別援助計画書(訪問・通所・入所、移住・共同賃貸等)、○セラリバット報告書、○SWAT報告書</p> <p>(2) 勘察 ○各自の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点 (3) コミュニケーションを含む環境 ○介護、○情報共有の後、○役割の認識の場(利用者と団員に接触する介護者に求められる被照看)、○ケアシナフランクの重要性</p>	(接替なし)
6-1	老化と認知症の理解(老化の理解)	6	→	6	<p>1. 老化に伴うことからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 老年期の変化と老化による身の回りの特徴 ○年齢反応(反応)の変化、○喪失体験 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 ○具体的な機能の変化と日常生活への影響、○初期機能の低下、○筋・骨・關節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 ○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○關節痛 (2) 高齢者に多い病気との日常生活上の留意点 ○慢性器障害(脳梗塞、偏盲症、虚血性心疾患)、○慢性器障害の生活面と対策、○老年期うつ病症状(強い不適感、異常感を背景に、「頭」のことが全般に出る、うつ病性傾向を含む)、○高血圧性脳梗塞、○病状の小さな変化に気付く視覚、○高齢者は感染症にかかりやすい</p>	(接替なし)
6-2	老化と認知症の理解(認知症の理解)	3	→	0	<p>1. 認知症を取り巻く状況</p> <p>認知症ケアの概念 ○エイジングセンター(ケア)、○認知症ケアの視点(できることに着目する) 2. 医学的視点から見た認知症の基礎と健康管理 ○認知症の定義、認知症の原因疾患とその病歴、認知症別ケアのポイント、健康管理 ○認知症の発現、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理(脱水・便秘・脱水・低体温・低運動の防止、口唇ケア)、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</p> <p>2. 認知症に伴うことからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 認知症の人特有の行動、○心因・行動の特徴 ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状(BPSD)、○不適切な行為、○生活環境への改善 (2) 認知症の利用者への対応 ○認知症の人気持ちを尊重する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合致する、○おもいしないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると想うこと、○身体を説いたコミュニケーション、○音楽・絵画・美術などの表現、○言葉・カタツムリ</p> <p>3. 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減(レスパイトケア)</p>	<p>1. 基本的な介護の方法(2時間)</p> <p>基础的介護の基本と専門性、○OLの向上といった観点から基本的な介護技術を学ぶことにより、介護職の専門性を理解するとともに、老化に伴う心身機能の変化の特徴(高齢者に多い心身の変化や疾患など)を学ぶ機会とする。</p> <p>○介護職の役割や介護の専門性</p> <p>2. 認知症の理解(4時間)</p> <p>認知症の基礎知識(認知症の特徴など)に対してした介護の方法など、認知症に関する視点・トピックスから認知症ケアまで幅広く学ぶことにより、今後、ますます増えている認知症への理解を深める機会とする。</p> <p>○認知症の中核症状やBPSD(認知症症状)など、認知症による生活上の変化や心理・行動の特徴</p> <p>○認知症ケアの基礎的な技術による知識</p> <p>○認知症の人やその家族との関わり方</p> <p>○認知症の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等に伴う知識</p>
7	障害の理解	3	→	3	<p>1. 障害の基礎的知識</p> <p>(1) 障害の概念、ICF ○ICFの分類と医学的分類、○ICFの考え方 (2) 障害者福祉の基本理念 ○ノーマライゼーションの概念 2. 障害者の医学的側面、生活障害、心理・行動的特徴、かかわり支援等の基礎知識</p> <p>(1) 体力障害 ○身体障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害 (2) 精神障害 (3) 精神障害(高次脳機能障害・発達障害を含む) ○統合失調症・気分(感情障害)・精神障害などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4) その他の心身の機能障害</p> <p>3. 家族の心理、かかわり支援の理解 家族への支援(障害の理解、障害の受容支援、○介護負担の軽減</p>	(接替なし)

新

日

No	科目	生活援助受講時間	読み替 え難易度 時間	研修内容	
				生活援助従事者研修受講時に必要な内容 (アシダーラインは読み替え部分)	認知症介護基礎研修の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)
8	介護の基本的な考え方			○理論に基づく介護(ICFの視点に基づく生活支援、我須介護の様態) ○法的根拠に基づく介護	
9	介護に関する「からだのしくみ」の基礎的知識			○感性と直感の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老人や障害を受け入れる適応行動とその障害要因	
10	介護に関する「からだのしくみ」の基礎的知識			○人体の各部の名前と動きに關する基礎知識、○歩・開閉・転・倒に關する基礎知識、○ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と自律神経に關する基礎知識、○向心性筋肉と内部器官に關する基礎知識、○二つとからだを一體的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点	
11	生活と家事			家事と生活の理解、家事援助に關する基礎的知識と生活支援 ○生活費、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○徹底観	
12	快適な居住環境整備と介護			快適な居住環境整備に關する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に關する留意点 ○家庭内に多い事故	
13	整理に關注したところからだのしくみと自立に向けた介護				
14	移動・移乗に關注したところからだのしくみと自立に向けた介護	24	→ 24	移動・移乗に關注する基礎知識、さまざまな移動・移乗に關注する用具、利用者、介助者、介助者の役割のからだのしくみと歩行を妨害するところからだの原因の理解、移動・移乗に参加の留意点と支障 ○利用者の自然な動きの活用、○珠存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○歩行等が不安定な者の移動支援・見守り車いす・歩行器・杖等)	(読み替なし)
15	食事に關注したところからだのしくみと自立に向けた介護			食事に關注する基礎知識、食事環境の整備・食事に關注した用具・食器の活用方法と食事制限からだのしくみ、美味しい食事を頂若するところからだの原因の理解と支援方法、食事と社会参画の留意点と支障 ○食事をする意味、○食事のケチに対する介護者の意識、○食事改善の支援、○液体の管理、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備(時間・場所等)、○食事に関わる福祉用具の定義、○口腔ケアの意義、○誤嚥性肺炎の予防	
16	入浴・清潔管理に關注したところからだのしくみと自立に向けた介護				
17	排泄に關注したところからだのしくみと自立に向けた介護			排泄に關注する基礎知識、さまざまな排泄環境と用具の活用方法、快い排泄を実現するところからだの留意点と支援方法 ○便器のための介護の工夫、○環境の設備(温度や湿度、光、音、よく眠るためにの寝室)、○安楽な姿勢・排尿手順	
18	寝起きに關注したところからだのしくみと自立に向けた介護			終末期に關注する基礎知識とところからだのしくみ、生から死への過程、死・じんき合いくところの理屈、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程(高齢者の自然死(老衰)、歿死)、○臨終が近づいたときの兆候	
19	死にゆく人に関わったところからだのしくみと終末期介護			○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ	
20	介護過程の基礎的知識				
21	融合生活支援技術演習				
22	振り返り	2	→ 2	1. 振り返り ○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと ○技術に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等) 2. 就職への考え方と研修修了後における継続的な研修 ○就職後の学ぶべきこと、○研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例(OJT、DJT)を紹介	(読み替なし)
	合計	59	→ 56		

新

旧

3. 訪問介護に関する三級課程

No.	科目	生活援助従事者研修時間	読み替える 研修時間	研修内容	
				生活援助従事者研修受講時に必要な内容 (アンケートは読み替え部分)	訪問介護員養成研修(3級課程)の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)
1	職務の理解	2	→ 0	1.多様なサービスの理解 ○介護支援専門職の仕事 ○地域保健タスクマスター ○介護保険サービス ○介護多様性の基礎や働く現場の理解 ○既往の実績のサービス提供現場の具体的イメージ/既往実績教材適用 ○介護職の多様性と現場におけるそれらの仕事内容 ○既往の実績のサービス提供現場の具体的イメージ/既往実績教材適用 ○既往の実績のサービス提供現場における実習・見学者 ○生活援助=心地の良い訪問介護で行う業務の範囲(歩行等が不必要な書の種類・支援・見守り含む)	1. 訪問介護に関する講義(3時間) ○訪問介護の概要 ○訪問介護員の職業倫理 ○訪問介護の社会的役割 ○チーム運営方式の理解 ○施設定期巡回・随時対応型訪問介護看護の理解 ○地域包括支援センター等関係機関との連携 ○召喚、ボランティア等との連携 ○便通聯絡の基礎知識
2	介護における草紙の役割・自立支援	6	→ 3	1. 人権と尊厳をもつて企画 (1)人権と尊厳の保護 ○個人として尊重、○アドバカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実現、○意思 のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護 (2)ICE ○GOL (3)介護の考え方、○生涯の質 (4)ノーマライゼーション ○ノーマライゼーションの考え方 (5)虐待防止・身体拘束禁止 ○身体拘束止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の看護者支援 (6)個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 2. 介護に対する企画 (1)目標の設定 ○自立・自尊支援、○既存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別ケア、○重度化防止 (2)介護予防の考え方 ○介護予防の考え方	1. 様々なサービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義(3時間) ○OOL等、主張や福祉理念 ○豊かな人間性 生活者としての援助対象の把握、生涯実現の視点、自己実現の視点等 ○被者理解と共感 ○自立支援 経済・社会的自立と精神的自立、役割意識とプライド、能動性・主体性 ○利用者の自己決定
3	介護の基本	4	→ 4	1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携 ○介護連携の特徴の理解 ○地域包括ケアの方向性 (2)介護の専門性 ○重度化防止・複雑化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○親愛の介護、○チームケアの重要性、○介護の専門性 (3)介護二重から連携 ○異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者 2. 介護職の職業倫理 職業倫理 ○専門職の倫理の意義、○介護の倫理(介護福祉士の倫理と介護福祉士としての倫理)、○倫理の重要性と倫理的責任、○プライバシーの保護・尊重 (1)介護における安心の確保 ○事前に統一しておいた確認とリスクマネジメント (2)介護の実践 ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告(家庭への報告、市町村への報告等)、○情報の共有 ○感染の原因と経路(感染源の接触、感染経路の遮断)、○「感染」に対する正しい知識 4. 介護職の安全 介護職の心身の健康管理 ○介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○手洗いうがいの動作、○手洗いの基本、○感染症対策	(接続なし)
4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3	→ 3	1. 介護保険制度 (1)介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムへの推進 (2)仕組みの基礎的理義 ○保険料の算定の仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○介護保険の手帳 (3)制度を支える財源、組織・団体の機能と変遷 ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定 2. 医療との連携とリハビリテーション ○訪問看護 3. 病害福祉制度およびその他制度 ○障害福祉制度の内容 ○障害福祉制度の特徴 ○障害福祉制度の仕組みの基礎的理義 ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで (3)個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業	(接続なし)

新

日

No	科目	生活援助従事者研修時間	読み替える後の研修時間	研修内容	
				生活援助従事者研修受講時に必要な内容 (アンダーラインは読み替える部分)	訪問介護員養成研修(3級課程)の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)
5	介護におけるコミュニケーション技術	6	→	6	<p>3. 介護におけるコミュニケーション技術 (1)介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ○標準のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答 (2)コミュニケーション技術、道具を用いた言語的コミュニケーション ○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語的コミュニケーションの特徴 (3)利用者・家族とのコミュニケーションの実践 ○利用者の立場、○家族の立場での要因を考える、○利用者の表情に共感する、○家族の立場へのいたわりと対話し、○個別個体の特徴、○自分の心地の良い状態で家族の意向を利用し判断することができないようとする、○アセスメントの手法とニーズとマッチングの違い (4)利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術、○介護従事者に応じたコミュニケーション技術、○職場に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術 2. 介護におけるチームのコミュニケーション (1)記録における情報の共通化 ○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた統括と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書(訪問・通所・入浴、食事・排泄・就寝等)、○ヒヤリハット報告書、○SWIH (2)転作 ○転作の留意点、○転作の留意点、○転作の留意点 (3)コミュニケーションを促す環境 ○会話、○機械共有の場、○登録会議の組織の場(利用者と傾聴する介護者に求められる觀察眼)、○ケアカンファレンスの重要性</p>
6-1	老化と認知症「老化的理解」	6	→	6	<p>1. 老化に伴うことからだの変化と日常生活 ○年齢別変化(高齢者)、○年齢別変化(中高齢者) (1)老化に伴う身体の機能の変化と日常生活への影響 ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○昭和現象の低下、○歩・骨・關節の変化、○体温調節機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 2. 高齢者の疾患・健康 (1)高齢者の疾患(生活上の留意点) ○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛 (2)高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 ○糖尿病(高齢者)、○脳出血、○高血圧、○心臓病、○骨粗鬆症(高齢者)、○認知症(高齢者)、○認知症(高齢者)の危険因子と対策、○高齢者(高齢者)の「高齢」の多くが全般に由来する、「うつ病性認知症」、○認知症(高齢者)の小さな変化に気付く視点、○高齢者は認知症にかかりやすい</p>
6-2	老化と認知症「認知症の理解」	3	→	3	<p>1. 認知症を取り巻く状況 ○バーンセイタードケア、○認知症ケアの視点(できることに着目する) 2. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患との病歴、認因疾患別ケアのポイント 健康管理 ○認知症の基礎知識、○人の忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理(脱水・便秘・脱水・低体温・脱水運動の防止、○脱ケニア)、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬 3. 認知症に伴うことからだの変化と日常生活 (1)認知症の人達の生活障害、○心・行動の特徴 ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状(BPSD)、○不適切な行動、○生活環境で改善 (2)認知症の利用者への対応 ○本人の気持ちを尊重する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションの様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア ○認知症への対応 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減(レスパイトケア)</p>
7	障害の理解	3	→	3	<p>1. 障害の基礎的知識 (1)障害の概念とCFS ○ICFの分類と医学的分類、○ICFの考え方 (2)障害者福祉の基本理念 ○ノーマライゼーションの概念 2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎知識 (1)身体障害 ○视觉障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害 (2)知的障害 ○知的障害 (3)精神障害(高次脳機能障害・発達障害を含む) ○統合失調症、気分(感情障害)・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害者、○広汎性发育障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの发育障害 (4)その他的心身の機能障害 3. 家族の心理、かかわり支援の理解 ○家庭への支援○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減</p>

新

日

No	科目	生活援助事務実習時間	読み後の研修時間	研修内容	
8	介護の基本的な考え方		—	生活援助従事者研修受講時に必要な内容 (アシスターラインは読み替えた部分) ○機能に基づく介護(ICFの視点に基づく生活支援、後述介護の特徴) ○法的根拠に基づく介護 ○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因	訪問介護員養成研修(3級課程)の内容 (生活援助従事者研修の内容と重複する部分)
9	介護に関することからだのしくみの基礎的理解		—	○人体の各部の名前と動きに関する基礎知識、○骨・筋肉・肌に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中耳神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内臓器官に関する基礎知識、○こころとからだを一括りに捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点	
10	介護に関することからだのしくみの基礎的理解		—	家庭と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活、○自己支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活支援、○価値観 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点 ○家庭内に多い事故	
11	生活と家事		—		
12	快適な居住環境整備と介護		—		
13	整容に関することからだのしくみと自立に向けての介護		—		
14	移動・移乗に関することからだのしくみと自立に向けての介護	24	17	移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用語、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの運動の理解、移動と社会参加の留意点と実践 ○介助の目的、機能と基本原則 ○介助の目的と方法、○介助の実践、○介助の活用、自立支援、○重心・重力の軸の理解、○マイクロバスの基礎知識、○歩行等が不発達者の移動支援・見守り(車いす・歩行器・つまき等) 食事に関する基礎知識、食事環境の整頓・食事に整頓した用具・食器の活用方法と食事からだのしくみ、新しい要素を阻害することとからだの運転の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と実践 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○既存用具の整備、○液体水の整備、○食事の姿勢、○相手(椅子下のメカニズム)、○空腹感、○満腹感、○水分、○介助の理由(整頓・時間・場所等)、○食事に関わる機器用具の整備、○口唇アダの整備、○誤嚥性肺炎の予防	1. 基礎的な介護技術に関する講義(3時間) ○介護の目的、機能と基本原則 ○介護ニーズと基本的対応 ○在宅介護の特徴と進め方 ○介護におけるリハビリテーションの視点 ○福祉用具の基礎知識と活用 ○終末期ケアの考え方 ○介護者の基礎知識
15	食事に関することからだのしくみと自立に向けての介護	—	—		2. 家事援助の方法に関する講義(4時間) ○家事援助の目的、機能と基本原則 ○家事援助の方法 ○家事援助における自立支援 ○家事援助における時間管理(時間・場所等)、○食事のあり方 ○食品の保存・管理 ○ごみの始末、整理器具・食器等の衛生管理 ○高齢者、障害者(児)への設備整備 ○糖尿病、高血圧等に対応する特別食 ○高齢者、障害者(児)と瓶詰 ○快適な室内環境と安全管理
16	入浴、清潔保険に関することからだのしくみと自立に向けての介護	—	—		
17	睡眠に関することからだのしくみと自立に向けての介護	—	—		
18	睡眠に関することからだのしくみと自立に向けての介護	—	—	睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、使い勝手を阻害することからだの原因の対応と支援方法 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整頓(温度や湿度、光、音、よく眠るためにの寝室)、○安楽な姿勢・整備予防	
19	死にゆく人の看護したることからだのしくみと自立に向けての介護	—	—	終末期に關する基礎知識とこことからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向かふところの看護、差違の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程(高齢者の自然死(老衰)、垂死)、○臨終が近づいたときの看護	
20	介護過程の基礎的理解	—	—	○介護過程の目的・意義・範囲、○介護過程とチームアプローチ	
21	総合生活支援技術実習	—	—		
22	振り返り	2	—	1. 振り返り ○経験を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと ○機能に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等) 2. 終末期への備えと終身健育「死」における継続的な研修 ○継続的に学ぶべきこと、○研修終了後ににおける継続的な研修について、具体的にイメージできるよう事業所等における実例(OJT～JT、OJT)を紹介	《終習なし》
合計	58	—	47		

新				旧
<p>(別添8)</p> <p>「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において例示している研修 <u>カリキュラムと生活援助従事者研修の内容との対照関係</u></p>				
<p>「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において例示している研修カリキュラム</p>				
生活援助従事者研修 ※下線が対応部分				
科目	時間	具体的な内容		
介護保険制度、介護概論	3	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <input type="checkbox"/>ケアマネジメント、<input type="checkbox"/>予防重視型システムへの転換、<input type="checkbox"/>地域包括支援センターの設置、<input type="checkbox"/>地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>保険制度としての基本的仕組み、<input type="checkbox"/>介護給付と種類、<input type="checkbox"/>予防給付、<input type="checkbox"/>要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織、団体の機能と役割 <input type="checkbox"/>財政負担、<input type="checkbox"/>指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション <input type="checkbox"/>訪問看護</p> <p>3. 障害福祉制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害者福祉制度の理念 <input type="checkbox"/>障害の概念、<input type="checkbox"/>ICF（国際生活機能分類）</p> <p>(2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 <input type="checkbox"/>個人情報保護法、<input type="checkbox"/>成年後見制度、<input type="checkbox"/>日常生活自立支援事業</p>		
	24 時間の内数	<p><input type="checkbox"/>理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、共済介護の排除）、<input type="checkbox"/>法的根拠に基づく介護</p>		
高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）	9 時間の内数	<p>1. 老化に伴うころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 老年期の急速と老化に伴う心身の変化の特徴 <input type="checkbox"/>防衛反応（反射）の変化、<input type="checkbox"/>喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <input type="checkbox"/>身体的機能の変化と日常生活への影響、<input type="checkbox"/>咀嚼機能の低下、<input type="checkbox"/>筋・骨・関節の変化、<input type="checkbox"/>体温維持機能の変化、<input type="checkbox"/>精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <input type="checkbox"/>骨折、<input type="checkbox"/>筋力の低下と動き・姿勢の変化、<input type="checkbox"/>關節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 <input type="checkbox"/>循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、<input type="checkbox"/>循環器障害の危険因子と対策、<input type="checkbox"/>老年期うつ病症</p>		

新				旧
			状(強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性假性認知症)、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい	
介護技術	生活と家事	24 時間の内数	家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観	
ボランティア活動の意義	—	—	—	
緊急対応(困った時の対応)	介護の基本	6	(1) 介護における安全の確保 ○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○とハザード、○身体介助の技術を持たない人が介助するリスク (2) 事故予防、安全対策 ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告(家族への報告、市町村への報告等)、○情報の共有	
認知症の理解(認知症サポートー研修等)	認知症の理解	6	1. 認知症を取り巻く状況 認知症ケアの理念 ○パーソンセントードケア、○認知症ケアの視点(できることに着目する) 2. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理(脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア)、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬 3. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状(B P S D)、○不適切なケア、○生活環境で改善 (2) 認知症利用者への対応 ○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、○身体を通したコミュニケーション、○相手の様子、表情、視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア 4. 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減(レスバイトケア)	
コミュニケーションの手法、訪問マナー	介護におけるコミュニケーション技術	6	1. 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割	

新			旧
		<p>○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</p> <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション</p> <p>○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</p> <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際</p> <p>○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</p> <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <p>○視力、听力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</p> <p>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1) 記録における情報の共有化</p> <p>○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</p> <p>(2) 報告</p> <p>○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</p> <p>(3) コミュニケーションを促す環境</p> <p>○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</p>	
訪問実習オリエンテーション	—	2	サービス事業所における受講者の選択に基づく実習・見学等

新	旧																																	
<p>(別添9)</p> <p>通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>通信形式で 実施できる 上限時間</th> <th>合計 時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 職務の理解</td> <td>0 時間</td> <td>2 時間</td> </tr> <tr> <td>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</td> <td>3 時間</td> <td>6 時間</td> </tr> <tr> <td>3. 介護の基本</td> <td>2. 5 時間</td> <td>4 時間</td> </tr> <tr> <td>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</td> <td>2 時間</td> <td>3 時間</td> </tr> <tr> <td>5. 介護におけるコミュニケーション技術</td> <td>3 時間</td> <td>6 時間</td> </tr> <tr> <td>6. 老化と認知症の理解</td> <td>5 時間</td> <td>9 時間</td> </tr> <tr> <td>7. 障害の理解</td> <td>1 時間</td> <td>3 時間</td> </tr> <tr> <td>8. こころとからだのしくみと生活支援技術</td> <td>12. 5 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>9. 振り返り</td> <td>0 時間</td> <td>2 時間</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>29 時間</td> <td>59 時間</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	通信形式で 実施できる 上限時間	合計 時間	1. 職務の理解	0 時間	2 時間	2. 介護における尊厳の保持・自立支援	3 時間	6 時間	3. 介護の基本	2. 5 時間	4 時間	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2 時間	3 時間	5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間	6. 老化と認知症の理解	5 時間	9 時間	7. 障害の理解	1 時間	3 時間	8. こころとからだのしくみと生活支援技術	12. 5 時間	24 時間	9. 振り返り	0 時間	2 時間	合 計	29 時間	59 時間	
科 目	通信形式で 実施できる 上限時間	合計 時間																																
1. 職務の理解	0 時間	2 時間																																
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	3 時間	6 時間																																
3. 介護の基本	2. 5 時間	4 時間																																
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2 時間	3 時間																																
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間																																
6. 老化と認知症の理解	5 時間	9 時間																																
7. 障害の理解	1 時間	3 時間																																
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	12. 5 時間	24 時間																																
9. 振り返り	0 時間	2 時間																																
合 計	29 時間	59 時間																																